

## 確認審査等に関する指針(仮称)案

建築基準法(以下「法」という。)第十八条の三第一項の規定に基づく確認検査等に関する指針(仮称)案(以下「指針」という。)の概要は、以下のとおりとする。

### 1. 指針の構成

指針の構成は、法第十八条の三第一項の規定に即し、次の第一から第四までに掲げる構成とする。

- 第一 確認審査の指針
- 第二 構造計算適合性判定の指針
- 第三 完了検査の指針
- 第四 中間検査の指針

### 2. 関係省令の改正

指針の作成に伴い、建築基準法施行規則(以下「施行規則」という。)等についても、併せて改正することとする。主な改正事項は、次のとおり。

- ・ 確認申請書の様式、添付図書及び記載事項の変更・追加。(施行規則第一条の三、第三条関係。併せて、従来の建築主事への申請に加え、指定確認検査機関への申請及び計画通知に関する図書も規定。)
- ・ 完了・中間検査申請書の様式、添付図書、記載事項の変更・追加。(施行規則第四条、第四条の八関係)
- ・ 指針の制定に併せ、建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令(以下「機関省令」という。)第二十三条に規定する指定確認検査機関の行う確認検査の方法を削除。

### 3. 確認審査の指針の内容

建築主事又は指定確認検査機関(以下「建築主事等」という。)が行う確認審査の指針は、(1)確認申請の受理時の審査、(2)構造計算以外の確認審査の方法、(3)構造計算の確認審査の方法、(4)確認審査の公正かつ適確な実施のための措置について示すものとする。

以下は、建築物に関する確認審査の指針についての記述であるが、建築設備(法第八十七条の二関係)及び工作物(法第八十八条関係)についてもこれに準じるものとする。

る。

## (1) 確認申請の受理時の審査

確認申請の受理時には、次の①から⑦までの確認を行うこととし、これらの確認ができない場合は、申請を受理しないものとする。

### ① 提出図書の照合

申請図書の管理を適切に行うことができるよう、申請書の添付図書として提出される「提出図書一覧表」※に記載された図書が、過不足なく提出されていることを確認することとする。

※ 施行規則の改正により、確認申請書の一部として、申請者が提出した「提出図書の番号、各図書の名称及びそれぞれの図書に明示された事項」を記載する表を定めるものとする。なお、この表に記載する「明示された事項」とは、施行規則第一条の三、第三条等に図書の種類ごとに規定する「明示すべき事項」に従い、申請者が示すものである。(参考：別表一、別表二)

### ② 設計者の記載の確認

設計図書に設計者の資格の記載、記名及び押印があることを確認することとする。

### ③ 正本及び副本の整合性の確認

申請書の正本及び副本(構造計算適合性判定が必要なものについては、副本2冊)について、相互の整合性を確認することとする。

### ④ 構造計算の安全証明書の写しの添付の確認

構造計算を行った建築物の確認申請については、「構造計算の安全証明書の写し」※の添付の有無を確認することとする。

※ 施行規則の改正により、確認申請書の一部として、建築士法第二十条第二項に規定する「構造計算の安全証明書の写し」を求めることとする。なお、構造計算の安全証明書の様式は建築士法施行規則において定めることとする。

### ⑤ 設計者等の資格等の確認

確認申請書に記載された、建築主(設置者又は築造主)、代理人(申請代理人)、設計者及び工事監理者に関する記載事項について、住民票又は登記事項証明書(建築主、代理人等の場合)、建築士免許証の写し、委任状(代理人の場合)その他の記載事項を証する書類※により確認することとする。

※ 施行規則の改正により、確認申請書の一部として、住民票の写し、登記事項証明書、

建築士免許証の写し、委任状その他の記載事項を証する書類を求めることとする。

#### ⑥ 設計者の業務範囲の確認

設計者の資格と申請された建築物の計画とを照合し、設計者の資格に応じた計画となっていることを確認することとする。

#### ⑦ 構造計算適合性判定の要否の確認

申請に係る建築物のうち構造計算を行ったものについては、建築基準法施行令第八十一条第四項の規定により別の建築物とみなされる建築物の部分の数、当該建築物の部分の床面積、適用した構造計算の種類及び構造計算適合性判定の要否を確認※ することとする。

※ 施行規則の改正により、確認申請書に、構造計算を行った建築物の部分の数、当該建築物の部分の延べ面積、適用した構造計算の種類及び構造計算適合性判定の要否を記載する欄を定めることとする。

### (2) 構造計算以外の確認審査の方法

建築基準関係規定のうち、構造計算以外の建築基準関係規定(一般構造、防火・避難、建築設備、構造規定のうち仕様規定部分、集団規定等)の確認審査の方法は、次のとおりとする。

※ 計画変更の場合、従来どおり、施行規則第一条の三第十九項の規定により提出された図書に基づき審査することとなる。3において同じ。

#### ① 図書の整合性の審査

提出された図書相互の整合性を確認することとする。

#### ② 建築基準関係規定との照合による審査

法令の規定ごとに審査すべき事項を示した表(別表一※)に基づき、申請された建築物の計画に応じて、適用される建築基準関係規定と提出された図書の記載事項との照合により適合性を審査することとする。この際、照合に用いる図書は、申請者が提出した提出図書一覧表((1)①参照)によることとする。

※ 別表一に定める審査すべき事項が確認申請書の添付図書に確実に記載されるよう、施行規則第一条の三、第三条等を改正することとする。なお、従来どおり、施行規則第一条の三第十項の規定は存置される。

#### ③ 認定型式等に関する審査

従来どおり、法第六条の三に規定する認定型式に適合する部分を有する建築物等、法第六十八条の二十第一項に規定する認証型式部材等を有する建築物については、一定の規定を除き審査することとする。

#### ④ 大臣認定を取得したものに関する審査

法第六十八条の二十六第一項の規定による大臣認定を取得したものについては、認定書の写し<sup>※</sup>と申請された建築物の計画とを照合することにより審査することとする。

<sup>※</sup> 認定書の「認定をした構造方法等の内容」については「別添のとおり」と記載されており、当該別添は認定書の一部である。したがって、認定書の写しには別添を含む。

#### ⑤ その他

法第八十六条の七、法第八十六条の八、法第九十三条等の規定や、法第三十九条第二項、法第四十条等の規定に基づく条例の規定に関する審査について定めることとする。なお、条例の規定に関する審査については、地方公共団体が定める規則により審査するものとする。

### (3) 構造計算の確認審査の方法

構造計算の確認審査の方法は、次のとおりとする。

#### ① 適用した構造計算の種類と建築物の計画との照合

構造計算の確認審査に当たっては、申請された建築物の計画に適用された構造計算の種類が、当該建築物の構造又は規模に照らして法令上適用が可能であることを審査するとともに、「構造計算の安全証明書の写し」の記載事項と整合していることを確認することとする。

#### ② 構造計算の種類に応じた審査

構造計算の確認審査の方法は、次のような区分に応じて指針を示すこととする。

##### イ 法第二十条第一号後段の規定による構造計算

超高層建築物などに適用される構造計算(時刻歴応答解析)については、認定書の写しと申請された建築物の計画とを照合することにより審査することとする。

##### ロ 法第二十条第二号イ後段の規定による構造計算で、国土交通大臣が定めた方法によるもの

構造計算適合性判定を要する構造計算については、次のような方法により構

造計算に係る規定に適合していることを審査することとする。

#### I. 構造計算適合性判定を求める前に審査すべき事項

- (i) 構造計算書、構造図その他確認申請書の記載事項について、相互の整合性を確認すること。
- (ii) 別表二(い)欄に掲げる構造計算に係る規定の区分ごとに、同表(ろ)欄に掲げる図書に基づき、同表(は)欄に掲げる審査すべき事項について確認すること。ただし、施行規則第一条の三第一項の規定に基づき国土交通大臣があらかじめ安全であると認定した構造の建築物又はその部分に係る構造計算については、国土交通大臣が指定した内容に基づき、その審査の一部を省略できるものとする。

(例)

- ・「使用構造材料一覧表」において許容応力度及び材料強度の数値並びにそれらの算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。
  - ・「基礎・地盤説明書」において地盤及び基礎の許容支持力の数値並びにそれらの算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。
  - ・「荷重・外力計算書」において固定荷重、積載荷重、積雪荷重、風圧力、地震力その他の荷重及び外力の数値並びにそれらの算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。
  - ・「断面計算書」に記載されている構造耐力上主要な部分である部材の断面の形状、寸法及び鉄筋の配置と「部材断面表」の内容とが整合していること。
- (iii) 建築主事等は(ii)の審査を行う際に、別表二(に)欄に掲げる判定すべき事項のうち、特に構造計算適合性判定において留意すべき事項の有無について確認し、留意事項に関する書類を添付して構造計算適合性判定を求めること。

#### II. 構造計算適合性判定を受けた後に審査すべき事項

- (i) 構造計算適合性判定の結果を記載した通知書において「適正に行われたものである」と判定されているかどうかを確認すること。
- (ii) 別表二(に)欄に掲げる判定すべき事項について、構造計算適合性判定の結果に基づき最終的な審査をすること。この場合において、建築主事等が指摘した留意事項に対する回答その他構造計算適合性判定における所見を確認すること。

ハ 法第二十条第二号イ後段又は第三号イ後段の規定による構造計算で、国土

#### 交通大臣の認定を受けたプログラムによるもの

ロに示す方法により審査することとする。ただし、別表二(は)欄に掲げる審査すべき事項のうち次に掲げる計算書に係るものについては、その審査を省略できるものとする。

- i) 令第八十二条各号の規定に関する応力計算書(応力図及び支点反力図)
- ii) 令第八十二条の二の規定に関する層間変形角計算書
- iii) 令第八十二条の三の規定に関する保有水平耐力計算書
- iv) 令第八十二条の五の規定に関する応力計算書(応力図及び支点反力図)、積雪・暴風時耐力計算書、損傷限界に関する計算書及び安全限界に関する計算書
- v) 令第八十二条の六の規定に関する剛性率・偏心率等計算書

#### ニ 法第二十条第三号イ後段の規定による構造計算で、国土交通大臣が定めた方法によるもの

ロI(i)及び(ii)に示す方法により審査することとする。ただし、施行規則第一条の三第一項の規定に基づき国土交通大臣があらかじめ安全であると認定した構造の建築物又はその部分に係る構造計算については、国土交通大臣が指定した内容に基づき、その審査の一部を省略できるものとする。

※ 別表二に定める審査すべき事項が確認申請書の添付図書に確実に記載されるよう、施行規則第一条の三、第三条等の改正により、確認申請書の一部として、構造計算書を構成する図書と当該図書に明示すべき事項を定めることとする。

#### (4) 確認審査の公正かつ適確な実施のための措置

##### ① 追加説明等が必要な場合の措置

添付図書<sup>※</sup> やその明示すべき事項について、審査すべき事項に不明な点が認められ、建築基準関係規定に適合しているかどうかを決定できない場合(②の場合を除く。)は、申請者に対し、不明な点を説明するための図書等を求める旨を規定することとする。

※ 施行規則第一条の三、第三条等の改正により、確認申請書の一部として、特別な調査又は研究の結果に基づく数式又は数値を使用する場合には、その根拠を示す図書も添付図書として求めることとする。

##### ② 図書相互又は図書における不整合又は誤りの取扱い

添付図書の記載事項について、図書相互又は図書における不整合又は誤り

(誤字、脱字その他これらに類する軽微なものを除く。)がある場合は、図書の差替え又は訂正による申請書の補正を認めず、建築基準関係規定に適合しないもの又は建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができないものとして取り扱う<sup>※</sup> 旨を規定することとする。

<sup>※</sup> 法第六条第五項(改正後の法第六条第十三項)の規定により申請者に通知書を交付する。なお、施行規則別記第九号様式「期限内に確認できない旨の通知」は「適合するかどうかを決定することができない旨の通知」に改めることとする。

### ③ 確認審査中の計画変更

確認審査中に、申請者が建築計画を変更した場合であっても、図書の差替え又は訂正による申請書の変更は認めない旨を規定することとする。

### ④ 審査結果の記録

適用される法令の規定に応じて審査の結果を記録する様式を定め、これに審査結果を記録することとする。

この様式には、法令の条文ごとに、審査に使用した図書の番号を記載する欄及び法適合性のチェックボックスを設けることとする。

## 4. 構造計算適合性判定の指針

構造計算適合性判定の指針は、(1)構造計算適合性判定の受付時の審査、(2)構造計算適合性判定の方法、(3)構造計算適合性判定の公正かつ適確な実施のための措置について示すものとする。

### (1) 構造計算適合性判定の受付時の確認

構造計算適合性判定の受付に当たっては、次に定める図書の有無を確認するものとする。

- ① 確認申請書
- ② 構造計算に係るデータを記録した電子媒体(国土交通大臣の認定を受けたプログラムを使用した場合に限る。)
- ③ 建築主事等が作成した留意事項に関する書類

### (2) 構造計算適合性判定の方法

構造計算適合性判定の方法は、次のとおりとする。

イ 法第二十条第二号イ後段の規定による構造計算で、国土交通大臣が定めた方法によるもの

法第二十条第二号イ後段の規定による構造計算について、手計算や大臣認定を受けていないプログラムによって行った場合や、大臣認定プログラムを適用範囲外で使用した場合における構造計算適合性判定に当たっては、諸数値の設定、モデル化、解析法・算定式等の適用、演算過程等が適正に行われているかどうかについて、別表二(イ)欄に掲げる構造計算に係る規定の区分ごとに、同表(ロ)欄に掲げる図書に基づき、同表(ニ)欄に掲げる判定すべき事項について審査することとする。ただし、施行規則第一条の三第一項の規定に基づき国土交通大臣があらかじめ安全であると認定した構造の建築物又はその部分に係る構造計算については、国土交通大臣が指定した内容に基づき、その審査の一部を省略できるものとする。

ロ 法第二十条第二号イ後段又は第三号イ後段の規定による構造計算で、国土交通大臣の認定を受けたプログラムによるもの

大臣認定プログラムによる構造計算の判定は、次のような方法により行うものとする。

- (i) 建築物の計画が国土交通大臣の認定を受けたプログラムの適用範囲内であることを確認すること。
- (ii) 設計者が使用したプログラムと同じものを使用して、提出を受けた構造計算に係るデータを入力し、計算した結果が提出を受けた構造計算書と一致することを確認すること。
- (iii) 諸数値の設定、モデル化、解析法・算定式等の適用等が適正に行われているかどうかについて、別表二(イ)欄に掲げる構造計算に係る規定の区分ごとに、同表(ロ)欄に掲げる図書に基づき、同表(ニ)欄に掲げる判定すべき事項について審査すること。ただし、別表二(ニ)欄に掲げる判定すべき事項のうち次に掲げる計算書に係るものについては、その審査を省略できるものとする。
  - i) 令第八十二条各号の規定に関する応力計算書（応力図及び支点反力図）
  - ii) 令第八十二条の二の規定に関する層間変形角計算書
  - iii) 令第八十二条の三の規定に関する保有水平耐力計算書
  - iv) 令第八十二条の五の規定に関する応力計算書（応力図及び支点反力図）、積雪・暴風時耐力計算書、損傷限界に関する計算書及び安全限界に関する計算書
  - v) 令第八十二条の六の規定に関する剛性率・偏心率等計算書

(3) 構造計算適合性判定の公正かつ適確な実施のための措置



### ① 構造計算適合性判定の体制

都道府県知事が構造計算適合性判定を行う場合にあっては、委員会その他の適切な体制によって審査を行うものとし、指定構造計算適合性判定機関が構造計算適合性判定を行う場合にあっては、原則として2名以上の構造計算適合性判定員(以下「判定員」という。)が審査を行うものとする。

### ② 専門的な識見を有する者への意見聴取

都道府県知事又は判定員は、構造計算適合性判定を行うに当たって必要があると認めるときは、構造計算に関して専門的な識見を有する者の意見を聴取し、当該意見を踏まえて判定することとする。なお、当該意見については、記録を必ず保存することとする。

### ③ 追加説明等が必要な場合の措置

添付図書<sup>※</sup> やその明示すべき事項について、審査すべき事項に不明な点が認められ、構造計算が適正に行われたものであるかどうかを判定できない場合(④の場合を除く。)は、申請者に対し不明な点を説明するための図書等を求めることとする。

<sup>※</sup> 施行規則第一条の三、第三条等の改正により、確認申請書の一部として、特別な調査又は研究に基づく数式又は数値を使用する場合には、その根拠を示す図書も添付図書として求めることとする。

### ④ 図書相互又は図書における不整合又は誤りの取扱い

添付図書の記載事項について、図書相互又は図書における不整合又は誤り(誤字、脱字その他これらに類する軽微なものを除く。)がある場合は、図書の差替え又は訂正による申請書の補正を認めず、構造計算が適正に行われていないものとして取り扱うこととする。

## 5. 完了検査の指針

完了検査の指針は、(1)完了検査申請の受理時の審査、(2)完了検査の方法、(3)完了検査の公正かつ適確な実施のための措置について示すものとする。

### (1) 完了検査申請の受理時の審査

#### ① 提出図書の照合

申請図書の管理を適切に行うことができるよう、確認申請時と同様に、申請書の添付図書として提出される「提出図書一覧表」<sup>※</sup> に記載された図書が、過不足なく

提出されているかどうか確認することとする。

※ 施行規則の改正により、完了検査申請書の一部として、申請者が自ら提出した「提出図書の番号、各図書の名称及びそれぞれの図書に明示された事項」を記載する表を定めるものとする。

## ② 設計者等の資格等の確認

完了検査申請書に記載された、建築主(設置者又は築造主)、代理人(申請代理人)、設計者及び工事監理者に関する記載事項について、住民票又は登記事項証明書(建築主、代理人等の場合)、建築士免許証の写し、委任状(代理人の場合)その他の記載事項を証する書類※により確認することとする。

※ 施行規則の改正により、完了検査申請書の一部として、住民票の写し、登記事項証明書、建築士免許証の写し、委任状その他の記載事項を証する書類を求めることとする。

## ③ 工事監理者の業務範囲の確認

工事監理者の資格と申請された建築物の計画とを照合し、工事監理者の資格に応じた計画となっているかどうか確認することとする。

## ④ 「軽微な変更説明書」の添付の確認

完了検査申請書第三面に軽微な変更の概要が記載されている場合は、「軽微な変更説明書」が添付されていることを確認することとする。

※ 施行規則第四条等の改正により、完了検査申請書の一部として、「軽微な変更説明書」を定めることとする。

# (2) 完了検査の方法

## ① 軽微な変更の内容の確認

「軽微な変更説明書」が添付されている場合は、その内容が軽微な変更として認められるものかどうかを確認し、軽微な変更と認められる場合にあつては、最新の確認審査に要した図書に軽微な変更の内容を追加することとする。

## ② 書類の確認

添付図書(「工事監理状況の報告書」及び写真等)※により工事監理の状況について確認することとする。

※ 施行規則の改正により、添付図書として、現行の完了検査申請書第四面について別途告示で様式を定めるものを位置づけることとし、当該様式において「工事監理の状況」表に記載すべき事項等を充実するとともに、添付図書として、法第七条の五の適用を受けようとする場合にあつては屋根の小屋組の工事終了時、構造耐力上主要な軸組み若しくは耐力壁の工事終了時、基礎の配筋(鉄筋コンクリート造の基礎の部分に限る。)の工事

終了時等における当該建築物の構造耐力上主要な部分の軸組、仕口その他の接合部、鉄筋部分等を写した写真及び内装仕上げの部分について図書どおりの材料が用いられていることが確認できる写真(当該写真を撮影した日時・場所等が当該写真に撮影されているものに限る。)並びに当該写真を撮影した場所を示す図書を規定することとする。

### ③ 目視、計測又は動作確認による実地検査

申請に係る建築物の現場において、敷地、道路及び隣地（以下「敷地等」という。）の形状及び高さ、建築物の各部分の位置、形状及び寸法、室内に面する部分に係る仕上げの材料の種別、建築設備の性能等に関する目視・計測（簡易な計測機器によるものに限る。）並びに排煙設備、防火設備及び昇降機等に関する動作確認を行うことにより、最新の確認審査に要した図書及びその記載事項と工事が行われた建築物の部分及び敷地等の状況が一致しているかどうか、実地で検査することとする。

### ④ 認定型式等に関する検査

従来どおり、法第六条の三に規定する認定型式に適合する部分を有する建築物等、法第六十八条の二十第一項に規定する認証型式部材等を有する建築物については、一定の規定を除き検査することとする。

### ⑤ 大臣認定を取得したものに関する検査

法第六十八条の二十六第一項に規定する大臣認定を取得したものについては、当該大臣認定を受けた部分については認定書の写しと工事が行われた建築物の部分等が一致していることを検査することとする。

## (3) 完了検査の公正かつ適確な実施のための措置

### ① 確認に要した図書との不一致が認められる場合等の措置

確認審査に要した図書どおりに工事が行われておらず不一致が認められる場合又は(2)①の「軽微な変更説明書」の内容が軽微な変更には該当しない場合において、当該不一致である箇所又は当該軽微な変更には該当しない箇所について、次のとおり取り扱うこととする。

イ 建築主事等が定めた期限内に、申請者から建築基準関係規定に適合している旨の追加検討書の提出があった場合においては、建築主事等は当該追加検討書の法適合性を審査し、適合している場合には検査済証を交付すること。

なお、追加検討書について法適合性を審査した結果、適合していない場合は、建築主事等は検査済証を交付せず、検査を行った者が指定確認検査機関である場合には、当該機関は、特定行政庁に対し、建築基準関係規定に適合しない旨の完了検査報告書を提出すること。

ロ 建築主事等が定めた期限内に、申請者から建築基準関係規定に適合してい

る旨の追加検討書の提出がなかった場合においては、建築主事等は検査済証を交付せず、検査を行った者が指定確認検査機関である場合には、特定行政庁に対し、建築基準関係規定に適合しない旨の完了検査報告書を提出すること。

<sup>注</sup> 計画変更確認の手続きを行うべきであるにもかかわらず行っていないものについては、法第九十九条の規定による罰則の適用を含め厳正に対処するものとする。また、ロの場合については、法第十二条第五項により特定行政庁が建築主等に対する報告聴取を行うとともに、建築基準関係規定に適合しないと認めるときは、法第九条第一項又は第七項の規定による命令その他必要な措置を講ずるものとする。

## ② 検査結果の記録

検査を行った建築物の部分等に応じて検査の結果を記録する様式を定め、これに検査結果を記録する旨を規定する。

## 6. 中間検査の指針

中間検査の指針については、完了検査の指針に準じるものとするが、特に、構造に関する検査方法については、鉄筋の配置、径、継手及び定着の方法、鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さ並びに構造耐力上主要な部分である接合部、継手及び寸法等を目視等により検査する旨規定することとする。

ただし、中間検査の公正かつ適確な実施のための措置として、確認審査に要した図書どおりに工事が行われておらず不一致が認められる場合等においては、次のとおり取り扱うこととする。

- ① 建築主事等が定めた期限内に、申請者から計画変更の確認申請があった場合においては、建築主事等は工事が行われた建築物の部分及び敷地等の状況について実地に調査し、これを前提として当該申請について3により審査し、建築基準関係規定に適合している場合には、確認済証を交付するとともに中間検査合格証を交付すること

なお、計画変更の確認申請について審査した結果、建築基準関係規定に適合しない場合は、建築主事等は確認済証及び中間検査合格証を交付せず、検査を行った者が指定確認検査機関である場合には、特定行政庁に対し、建築基準関係規定に適合しない旨の中間検査報告書を提出すること。

- ② 建築主事等が定めた期限内に、申請者から計画変更の確認申請がなかった場合においては、建築主事等は中間検査合格証を交付せず、検査を行った者が指定確認検査機関である場合には、特定行政庁に対し、建築基準関係規定に適合しない旨の中間検査報告書を提出することとする。

<sup>注</sup> 計画変更確認の手続きを行うべきであるにもかかわらず行っていないものについては、

法第九十九条の規定による罰則の適用を含め厳正に対処するものとする。また、②の場合については、法第十二条第五項により特定行政庁が建築主等に対する報告聴取を行うとともに、建築基準関係規定に適合しないと認めるときは、法第九条第一項又は第十項の規定による命令その他必要な措置を講ずるものとする。

別表一：別紙

別表二：別紙

別表一

(い) 区分	(ろ) 図書の種類	(は) 審査に用いる事項	
法第19条に関する規定	配置図	土地の高低及び敷地と敷地の接する道路の高低差 下水管、下水溝又はためますその他これらに類する施設の位置 下水管、下水溝又はためますその他これらに類する施設の排出 又は処理経路 擁壁の設置その他安全上適当な措置	
法第20条に関する規定	令第3章第2節に関する規定	各階平面図、二面以上の立面図及び二面以上の断面図 基礎伏図 構造詳細図 使用構造材料一覧表 敷地断面図及び基礎・地盤説明書 施工方法等計画書 その他の規定への適合説明書	
	令第3章第3節に関する規定	各階平面図、二面以上の立面図、二面以上の断面図 基礎伏図、床伏図、小屋伏図、軸組図 構造詳細図 使用構造材料一覧表 その他の規定への適合説明書	
	令第3章第4節に関する規定	配置図 各階平面図、二面以上の立面図、二面以上の断面図 床伏図、小屋伏図、軸組図 構造詳細図 使用構造材料一覧表 施工方法等計画書 その他の規定への適合説明書	
	令第3章第4節の2に関する規定	配置図 各階平面図、二面以上の立面図、二面以上の断面図 床伏図、小屋伏図、軸組図 構造詳細図 使用構造材料一覧表 その他の規定への適合説明書	
	令第3章第4節の2に関する規定	配置図 各階平面図、二面以上の立面図、二面以上の断面図 床伏図、小屋伏図、軸組図 構造詳細図 使用構造材料一覧表 その他の規定への適合説明書	
	法第20条に関する規定	各階平面図、二面以上の立面図、二面以上の断面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法 建築物の用途 構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法 へいの寸法、構造方法、基礎の根入れ深さ並びに材料の種別及び寸法 帳壁の材料の種別及び構造方法 鉄筋の配置、径、継手及び定着の方法 構造耐力上主要な部分に用いる材料の種別 令第62条の8ただし書の計算結果及びその算出方法 構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法 建築物の用途

(い) 区分	(ろ) 図書の種類	(は) 審査に用いる事項
令第3章第5節に関する規定  令第3章第6節に関する規定  令第3章第6節の2に関する規定  令第3章第7節に関する規定  令第3章第7節の2に関する規定	床伏図、小屋伏図、軸組図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
	構造詳細図	圧縮材の有効細長比 構造耐力上主要な部分である接合部並びに継手及び仕口の構造方法
	使用構造材料一覧表	構造耐力上主要な部分に用いる材料の種別
	その他の規定への適合説明書	令第66条、令第67条第2項、令第70条の構造方法への適合性審査に必要な事項 令第69条の計算結果及びその算出方法 令第70条の大臣が定める場合に該当するかどうかの審査に必要な事項
	各階平面図、二面以上の立面図、二面以上の断面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法、開口部の位置、形状及び寸法 建築物の用途
	床伏図、小屋伏図、軸組図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
	構造詳細図	鉄筋の配置、径、継手及び定着の方法 鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さ
	使用構造材料一覧表	構造耐力上主要な部分に用いる材料の種別 コンクリートの骨材、水及び混和材料の種別
	施工方法等計画書	コンクリートの強度試験方法、調合及び養生方法 コンクリートの型枠の取外し時期及び方法
	その他の規定への適合説明書	令第73条第2項、令第79条第2項の構造方法への適合性審査に必要な事項 令第77条の2第1項ただし書の計算結果及びその算出方法
	各階平面図、二面以上の立面図、二面以上の断面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法 建築物の用途
	床伏図、小屋伏図、軸組図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
	構造詳細図	圧縮材の有効細長比 構造耐力上主要な部分である接合部並びに継手及び仕口の構造 鉄筋の配置、径、継手及び定着の方法
	使用構造材料一覧表	鉄筋及び鉄骨に対するコンクリートのかぶり厚さ 構造耐力上主要な部分に用いる材料の種別
	施工方法等計画書	コンクリートの骨材、水及び混和材料の種別 コンクリートの強度試験方法、調合及び養生方法 コンクリートの型枠の取外し時期及び方法
	その他の規定への適合説明書	令第66条、令第67条第2項、令第73条第2項、令第79条第2項、令第79条の3第2項の構造方法への適合性審査に必要な事項 令第69条、令第77条の2第1項ただし書の計算結果及びその算出方法
	配置図	無筋コンクリート造のへの位置、構造方法及び寸法
	各階平面図、二面以上の立面図、二面以上の断面図	構造耐力上主要な部分である部材、間仕切壁及び手すり又は手すり壁の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法 建築物の用途
	床伏図、小屋伏図、軸組図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）、間仕切壁及び手すり又は手すり壁の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
	構造詳細図	への寸法、構造方法、基礎の根入れ深さ並びに材料の種別及び寸法
	使用構造材料一覧表	コンクリートの骨材、水及び混和材料の種別
施工方法等計画書	コンクリートの強度試験方法、調合及び養生方法 コンクリートの型枠の取外し時期及び方法	
その他の規定への適合説明書	令第59条の2の構造方法への適合性審査に必要な事項 令第51条第1項ただし書の計算結果及びその算出方法	
令第3章第7節の2に関する規定	構造方法補則適合説明書	令第80条の2に基づく構造方法への適合性審査に必要な事項 令第80条の3に基づく構造方法への適合性審査に必要な事項
法第21条に関する規定	各階平面図	外壁及び開口部の位置 防火区画の位置 防火区画の面積 防火設備の位置
	構造詳細図	主要構造部、軒裏、ひさしその他これに類するものの断面の構造、材料の種別及び寸法 取合い等の部分の構造
	確認申請書	延べ面積 建築物の主要用途 建築物別床面積 階数
	二面以上の断面図	軒の高さ及び建築物の高さ 地階の位置
		延焼のおそれのある部分 道路の中心線 敷地内における建築物の位置

(い) 区分		(ろ) 図書の種類	(は) 審査に用いる事項
		配置図	令第109条第2項に規定する外壁、そで壁、塀その他これらに類するものの位置及び高さ 令第109条第2項に規定する外壁、そで壁、塀その他これらに類するものと隣地境界線、道路中心線又は同一敷地内の建築物相互の外壁間の中心線のあらゆる部分から開口部までの距離 建築物の周囲に設けられている通路の位置及び幅員
法第22条に関する規定		構造詳細図	屋根の断面の構造、材料の種別及び寸法
		配置図	延焼のおそれのある部分
		確認申請書	法第22条第1項の規定により指定する区域の内外の別 延べ面積 建築物の主要用途
法第23条に関する規定	令第109条の6 (準防火性能)に関する規定	耐火性能等一覧表	延焼のおそれのある部分の外壁について、建築物の部分毎に確保される性能
		確認申請書	法第22条第1項の規定により定める区域の内外の別
		配置図	延焼のおそれのある部分
		構造詳細図	延焼のおそれのある部分の外壁の断面の構造、材料の種別及び寸法
		使用建築材料表	土塗壁と間柱及び桁との取合いの部分の構造 主要構造部の材料の種別
法第24条に関する規定		各階平面図	各室の用途及び面積 各用途に供する部分の床面積の合計
		確認申請書	法第22条第1項の規定により定める区域の内外の別 階数
		配置図	延焼のおそれのある部分
法第25条に関する規定		構造詳細図	延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏の断面の構造、材料の種別及び寸法 屋根の構造
		耐火性能等一覧表	延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏について、建築物の部分毎に確保される性能
		確認申請書	延べ面積
		配置図	申請に係る建築物と他の建築物との別 延焼のおそれのある部分
法第26条に関する規定		構造計算書	昭和62年告示第1902号への適合性審査に必要な事項 防火壁の断面の構造、材料の種別及び寸法 主要構造部の断面の構造、材料の種別及び寸法 床の断面の構造、材料の種別及び寸法
		構造詳細図	令第115条の2第1項第6号に規定する床又は壁を貫通する給水管、配電管その他の管の部分及びその周囲の部分の構造 令第115条の2第1項第8号に規定する柱又ははりや接合する継手又は仕口の構造 屋根及び軒裏の断面の構造、材料の種別及び寸法 建築物の主要用途
		確認申請書	階数 延べ面積 市街化区域の内外の別
		屋根伏図	開口部及び防火設備の位置
		立面図	開口部及び防火設備の位置
		各階平面図	かまど、こんろその他火を使用する設備又は器具の位置 令第115条の2第1項第6号に規定する区画の位置並びに当該区画を構成する床若しくは壁又は防火設備の位置及び構造 令第115条の2第1項第7号に規定するスプリンクラー設備等及び令第126条の3の規定に適合する排煙設備の位置 防火区画の位置及び面積 防火壁及び外壁の位置
		室内仕上げ表	令第115条の2第1項第7号に規定する部分の仕上げの材料の種別及び寸法
		耐火性能等一覧表	主要構造部の種類に応じ、建築物の部分毎に確保される性能 防火壁について、建築物の部分毎に確保される性能 屋根及び軒裏について、建築物の部分毎に確保される性能
		特定行政庁の認定を受けていることを証する図書	令第115条の2第1項第4号の規定により認められた外壁及び軒裏であることを示す事項
		配置図	建築物の周囲の状況
	令第109条の3第1号に関する規定		確認申請書
		各階平面図	各用途に供する部分の床面積 防火区画の位置及び面積 避難上有効なバルコニーの位置 防火設備の位置 非常用出入口の位置
		屋根伏図	延焼のおそれのある部分
		危険物の数量表及び工場・事業調査	延焼のおそれのある部分 令第116条の表に掲げる危険物の数量
		二面以上の断面図	地階の位置
		耐火性能等一覧表	外壁について、建築物の部分毎に確保される性能 屋根について、建築物の部分毎に確保される性能
		構造詳細図	外壁及び屋根の断面の構造、材料の種別及び寸法 軒裏の断面の構造、材料の種別及び寸法
		配置図	延焼のおそれのある部分
		屋根伏図	延焼のおそれのある部分
		各階平面図	外壁の位置



(い) 区分	(ろ) 図書の種類	(は) 審査に用いる事項	
法第27条に関する規定	令第109条の3第2号に関する規定	耐火性能等一覧表 構造詳細図 配置図 屋根伏図 各階平面図	外壁について、建築物の部分毎に確保される性能 床について、建築物の部分毎に確保される性能 外壁及び屋根の断面の構造、材料の種別及び寸法 床及び天井の断面の構造、材料の種別及び寸法 延焼のおそれのある部分 延焼のおそれのある部分 外壁の位置
	令第115条の2の2に関する規定	耐火性能等一覧表 構造詳細図 確認申請書 配置図 各階平面図	令第115条の2の2第1項第1号に規定する部分に応じ、建築物の部分毎に確保される性能 令第115条の2の2第1項第4号八に規定する部分に応じ、建築物の部分毎に確保される性能 令第115条の2の2第1項第1号に規定する部分の断面の構造、材料の種別及び寸法 令第115条の2の2第1項第4号八に規定するひさしその他これに類するものの断面の構造、材料の種別及び寸法 取合い等の部分の構造 防火地域及び準防火地域の内外の別等 延焼のおそれのある部分 敷地内における通路の位置及び幅員 耐力壁及び非耐力壁の位置 避難上有効なバルコニーの位置 防火設備の位置
	法第2条第9号（不燃材料）に関する規定	使用建築材料表	使用建築材料の種別及び厚さ
	令第1条第5号（準不燃材料）に関する規定	使用建築材料表	使用建築材料の種別及び厚さ
	令第1条第6号（難燃材料）に関する規定	使用建築材料表	使用建築材料の種別及び厚さ
	法第2条第7号（耐火構造）に関する規定	耐火性能等一覧表 構造詳細図 各階平面図	令第107条に規定する部分に応じ、建築物の部分毎に確保される性能 令第107条に規定する部分の断面の構造、材料の種別及び寸法 耐力壁及び非耐力壁の位置
	法第2条第7号の2（準耐火構造）に関する規定	耐火性能等一覧表 構造詳細図 各階平面図 使用建築材料表	令第107条の2に規定する部分に応じ、建築物の部分毎に確保される性能 令第107条の2に規定する部分の断面の構造、材料の種別及び寸法 取合い等の部分の構造 耐力壁及び非耐力壁の位置 防火被覆の材料の種別及び寸法
	法第2条第8号（防火性能）に関する規定	耐火性能等一覧表 構造詳細図 各階平面図 使用建築材料表	令第108条に規定する部分に応じ、建築物の部分毎に確保される性能 令第108条に規定する部分の断面の構造、材料の種別及び寸法 土塗壁と間柱及び桁との取合いの部分の構造 耐力壁及び非耐力壁の位置 下地及び防火被覆の材料の種別及び寸法
	令第112条第11項～第13項に関する規定	確認申請書 各階平面図 構造詳細図 消火設備図 二面以上の断面図 耐火性能等一覧表	建築物の主要用途 延べ面積 階数 長屋若しくは共同住宅の住戸の床面積 各室の用途及び位置 防火区画の位置及び面積 防火設備の位置及び種別 令第112条第12項及び第13項に規定する区画に用いる壁の構造 主要構造部の断面の構造、材料の種別及び寸法 スプリンクラー設備等消火設備の配置 令第112条第10項に規定する外壁の位置 令第112条第10項に規定する外壁の構造 令第112条第12項及び第13項に規定する区画に用いる床の構造 主要構造部の耐火性能等の種別
	令第112条第14項（防火設備）に関する規定	設備図 二面以上の断面図 各階平面図	煙感知器、熱感知器又は熱煙複合式感知器の位置 昭和48年告示第2563号又は第2564号に規定する防火設備等の構造 防火設備の位置及び種別
	令第112条第15項及び第16項（防火区画等を貫通する管）に関する規定	各階平面図 二面以上の断面図 各階平面図 二面以上の断面図	令第112条第15項に規定する準耐火構造の防火区画を貫通する給水管、配電管その他の管と準耐火構造の防火区画とのすき間を埋める材料の種別 令第112条第15項に規定する準耐火構造の防火区画を貫通する給水管、配電管その他の管と準耐火構造の防火区画とのすき間を埋める材料の種別 風道の配置 準耐火構造の防火区画の位置 ダンパーの種別並びに位置及び構造 点検口及び検査口の位置及び構造 ダクトスペースの頂部の構造 風道の取付状況

(い) 区分	(ろ) 図書の種類	(は) 審査に用いる事項	
	風道の構造詳細図	ダクトスペース内における風道の立上り部分の構造又は煙の逆流防止のための措置	
	風道設備の使用材料表	風道に用いる材料の種類及び厚さ	
	各階平面図	各室の用途及び床面積 開口部の位置及び寸法 防火設備の位置及び種別	
	耐火性能検証法計算書	火災の継続時間及びその算定方法 屋内火災保有耐火時間及びその算定方法 屋外火災保有耐火時間及びその算定方法	
	二面以上の断面図	各階の天井の高さ	
	構造詳細図	主要構造部等の断面の構造、材料の種類及び寸法	
	使用建築材料表	内装用建築材料の表面積、厚さ及び発熱量	
	耐火性能等一覧表	耐火性能検証法に係る当該室と隣接室の間の壁又は床について、建築物の部分毎に確保される性能	
	防火区画検証法計算書	保有遮炎時間	
	発熱量算出計算書	耐火性能検証法に係る当該室内の可燃物による発熱量及び1秒間当たりの発熱量	
	確認申請書	建築物の主要用途	
	各階平面図	各室の用途及び床面積	
	構造詳細図	主要構造部等の断面の構造、材料の種類及び寸法	
	室内仕上げ表	令第129条に規定する部分の仕上げの材料の種類及び厚さ	
	階避難安全検証用平面図	防火区画の位置及び面積 出口の幅 各階の天井の高さ	
	階避難安全検証法計算書	各室の用途 在館者密度 各室の用途に応じた発熱量 居室避難時間及びその算定方法 居室煙降下時間及びその算定方法 階避難時間及びその算定方法 階煙降下時間及びその算定方法	
	室内仕上げ表	令第129条に規定する部分の仕上げの材料の種類及び厚さ	
	確認申請書	建築物の主要用途	
	構造詳細図	主要構造部等の断面の構造、材料の種類及び寸法	
	全館避難安全検証用平面図	防火区画の位置及び面積 出口の幅 各階の天井の高さ	
	全館避難安全検証法計算書	居室避難時間及びその算定方法 居室煙降下時間及びその算定方法 階避難時間及びその算定方法 階煙降下時間及びその算定方法 全館避難時間及びその算定方法 全館煙降下時間及びその算定方法	
	法第28条に関する規定	各階平面図	各室の用途及び面積 法第28条第1項に規定する開口部の位置及び面積
	有効開口部計算表	当該居室の床面積 開口部の採光に有効な部分の面積 有効開口部計算の算定式	
	確認申請書	法第86条の2第1項に規定する一敷地内認定建築物又は同条第3項に規定する一敷地内許可建築物 用途地域の別	
二面以上の立面図	令第20条第2項第1号に規定する垂直距離		
二面以上の断面図	令第20条第2項第1号に規定する垂直距離		
配置図	敷地の接する道路の位置及び幅員及び令第20条第2項第1号に規定する公園、広場、川その他これらに類する空地又は水面の位置及び幅 令第20条第2項第1号に規定する水平距離		
各階平面図	開口部の位置及び面積 各室の位置、用途及び床面積 給気機又は給気口の位置 排気機若しくは排気口、排気筒又は煙突の位置 かまど、こんろその他設備器具の位置及び種別並びに発熱量 火を使用する室に関する換気経路		
有効開口部計算表	当該居室の床面積 開口部の換気に有効な部分の面積 有効開口部計算の算定式		
構造詳細図	給気口の取付高さ及び有効開口面積 排気口の取付高さ、断面形状及び有効開口面積 排気筒の構造、断面形状、材料の種類及び寸法並びに有効断面積及びその算定式 煙突の構造及び有効断面積 給気機の構造		
確認申請書	延べ面積		
法第28条の2に関する規定	各階平面図	居室の位置及び名称 給気口若しくは給気機又は排気口若しくは排気機の位置 石綿等をあらかじめ添加した建築材料を使用する部分	
使用建築材料表	居室の用途及び床面積 各階の天井の高さ 換気回数 内装の仕上げに用いる建築材料の種類及び面積 内装仕上げの部分の面積に令第20条の7第1項第4号の表(1)又は(2)の項に定める数値を乗じて得た面積		

(い) 区分	(ろ) 図書の種類	(は) 審査に用いる事項
	有効換気量計算表 換気設備の構造詳細図	居室の用途及び床面積 各階の天井の高さ 換気回数 居室の内装の仕上げから発散するホルムアルデヒドの量 必要有効換気量 時間当たりの給気量及び排気量並びに機械換気設備の有効換気量 換気設備の構造
法第29条に関する規定	各階平面図 構造詳細図 確認申請書 有効開口部計算表 二面以上の立面図又は断面図	各室の用途 平成12年告示第1430号に規定する開口部の設置方法 直接土に接する外壁又は床の構造 平成12年告示第1430号に規定する開口部及び防水層の設置方法 建築物の主要用途 階数 自然換気による計算式 地階の位置 平成12年告示第1430号に規定する開口部の設置方法
法第30条に関する規定	各階平面図 確認申請書 構造詳細図	界壁の位置 建築物の主要用途 界壁の断面の構造 界壁の断面の構造、材料の種類及び寸法
法第31条に関する規定	便所 浄化槽	下水道処理区域の内外の別 便所の種類(水洗便所又はくみ取便所の別) 建築物の主要用途 都市計画区域及び準都市計画区域の内外の別 改良便槽としなければならない旨の規定が条例で設けられている区域の内外の別 排水ます及び公共下水道の位置 くみ取便所の便槽及び井戸の位置 便所に設ける採光及び換気のため直接外気に接する窓の位置又は当該窓に代わる設備の構造 尿尿に接するくみ取便所の部分 便槽の構造 便器及び小便器から便槽までの汚水管の構造 水洗便所以外の大便所の場合は、窓その他換気のための開口部の構造 便槽の種類及び構造 改良便槽の貯留槽に設ける掃除するための穴の位置及び構造 くみ取便所に講じる防水モルタル塗その他これに類する防水の措置 くみ取便所のくみ取口の位置及び構造 改良便槽の貯留槽の構造 汚水の温度の低下を防止するための措置 便器及び小便器から便槽までの汚水管に用いる材料の種類 耐水材料で造り、防水モルタル塗その他これに類する有効な防水の措置を講じる便槽の部分 井戸の断面図 令第34条ただし書きの適用を受ける場合は、井戸の構造 令第34条ただし書きの適用を受ける場合は、不浸透質で造られている井戸の部分 確認申請書 下水道処理区域の内外の別 配置図 下水道処理区域の外の場合は、浄化槽の位置及び当該浄化槽からの放流水の放流先又は放流方法 浄化槽の汚物処理性能 浄化槽の処理対象人員及びその算定方法 浄化槽の処理方式 浄化槽の構造及び各槽の有効容量
法第32条に関する規定	電気設備	電気設備の構造詳細図 各室の用途 受電設備の電気配線の状況 常用の電源及び予備電源の種類並びに位置及び構造 非常用の照明装置及び予備電源を有する照明設備の位置 予備電源に係る負荷機器の電気配線の状況 予備電源の容量 予備電源の容量の算定方法 ガス漏れを検知し、警報する設備(以下「ガス漏れ警報設備」という。)に係る電気配線の構造
法第33条に関する規定	避雷設備	確認申請書 建築物の最高の高さ 二面以上の立面図 建築物の高さ20mを超える部分 雷撃から保護される範囲 受雷部システムの配置 小屋伏図 受雷部システムの配置 避雷設備の構造詳細図 雨水等により腐食のおそれのある避雷設備の部分 日本工業規格A4201-1992又は日本工業規格A4201-2003の別 受雷部システム及び引下げ導線の位置及び構造 接地極の位置及び構造 避雷設備の使用材料表 腐食しにくい材料を用いるか、又は有効な腐食防止のための措置を講じた避雷設備の部分
法第34条に関する規定	エレベーター 非常用エレベーター 小荷物専用昇降機	各階平面図 エレベーターの構造詳細図 エレベーターの昇降路の周壁及び開口部の位置 エレベーターの昇降路の周壁及び開口部の構造 確認申請書 建築物の最高の高さ 非常用エレベーターの昇降路及び出入口の位置 各階平面図 小荷物専用昇降機の昇降路の周壁及び開口部の位置 各階平面図 小荷物専用昇降機の昇降路の周壁及び開口部の構造 小荷物専用昇降機の構造詳細図 小荷物専用昇降機の昇降路の周壁及び開口部の構造

(い) 区分	(ろ) 図書の種類	(は) 審査に用いる事項	
	各階平面図	各室の床面積 ふすま、障子その他随時開放することができるものの位置	
	消火設備の構造詳細図	令第20条の規定により計算した採光に有効な部分の面積 消火栓、スプリンクラー、貯水槽その他の消火設備	
	確認申請書	建築物の主要用途 階数	
	各階平面図		防火区画の位置及び面積
			防火設備の位置
			各室の用途及び床面積
			令第118条に規定する客席からの出口の戸
			廊下の幅
			階段の配置及び構造
	耐火性能等一覧表 構造詳細図 室内仕上げ表		歩行距離
階段室、バルコニー及び付室の開口部、窓及び出入口の構造			
階段室、バルコニー及び付室の床面積			
二面以上の断面図		避難階段及び特別避難階段に通ずる出入口の幅	
		物品販売業を営む店舗の避難階に設ける屋外への出口の幅	
		屋上広場又は2階以上の階にあるバルコニーその他これに類するものの位置並びに手すり壁、さく又は金網の位置及び高さ	
		令第125条の2に規定する施設装置の構造	
法第35条に関する規定	確認申請書	主要構造部等に応じ、建築物の部分毎に確保される性能	
	配置図	主要構造部等の断面の構造、材料の種類及び寸法	
	各階平面図		階段室及び付室の天井及び壁の材料の種類
			屋外階段の構造
			階段の構造
			建築物の主要用途、階数、延べ面積及び高さ
			敷地内における建築物の位置、申請に係る建築物と他の建築物との別及び土地の高低
			敷地内における避難通路の位置及び幅員
	二面以上の断面図		令第116条の2第1項第二号に該当する窓その他の開口部の位置
			防火区画及び防煙区画の位置
防火区画及び防煙区画の面積			
排煙口の位置			
使用建築材料表		排煙風道の配置	
		排煙口に設ける手動開放装置の使用法を表示する位置	
		排煙口の開口面積又は排煙機の位置	
排煙設備の構造詳細図		法第34条第2項に規定する建築物又は各構えの床面積が1,000㎡を超える地下街の場合は、排煙設備の制御及び作動状態の監視を行うことができる中央管理室の位置	
		予備電源の位置	
排煙機の空気を排出する能力を算定した際の計算書		不燃性ガス消火設備又は粉末消火設備の位置	
排煙設備の使用材料表		給気口を設けた付室（以下「給気室」という。）及び直通階段の位置	
確認申請書		給気口から給気室に通ずる建築物の部分に開口部（排煙口を除く。）は、給気口に設ける戸の構造	
各階平面図		排煙口に設ける手動開放装置の位置	
		建築物の天井（天井のない場合は、屋根。）の高さ	
非常用の照明装置の構造詳細図		排煙口及び当該排煙口に係る防煙区画部分に設けられた防煙壁の位置	
		給気口の位置	
非常用の照明装置の構造詳細図		給気口の開口面積及び給気室の開口部の開口面積	
		建築物の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げに用いる建築材料の種類	
非常用の照明装置の構造詳細図		排煙口の構造	
		排煙口に設ける手動開放装置の使用法	
非常用の照明装置の構造詳細図		排煙風道の構造	
		排煙設備の電気配線に用いる配線の種類	
非常用の照明装置の構造詳細図		給気室の構造	
		排煙機の空気を排出する能力及びその算定方法	
非常用の照明装置の構造詳細図		排煙設備の給気口の風道に用いる材料の種類	
		建築物の主要用途、階数、延べ面積及び高さ	
非常用の照明装置の構造詳細図		照明器具の配置	
		非常用の照明装置によって、床面において1lx以上の照度を確保することができる範囲	
非常用の照明装置の構造詳細図		予備電源の位置	
		照明器具の構造	
非常用の照明装置の構造詳細図		赤色灯及び非常用進入口である旨の表示の構造	
		非常用進入口の構造	
非常用の照明装置の構造詳細図		赤色灯及び非常用進入口である旨の表示の構造	
		建築物の構造	
非常用の照明装置の構造詳細図		建築物の構造	
		敷地内における通路の幅員	
非常用の照明装置の構造詳細図		延べ面積	
		歩行距離	
非常用の照明装置の構造詳細図		特定防火設備の位置	
		渡り廊下の位置及び幅員	
非常用の照明装置の構造詳細図		地下道の位置及び幅員	
		渡り廊下の高さ	
非常用の照明装置の構造詳細図		天井及び壁の材料の種類及び厚さ	
		壁、柱、床、はり及び床版の材料の種類及び厚さ	
非常用の照明装置の構造詳細図		照度	
		照明設備の構造	

(い) 区分		(ろ) 図書の種類	(は) 審査に用いる事項	
		非常用の排煙設備の構造詳細図	照明器具の材料の種別及び位置 地下道の床面積 垂れ壁の材料の種別 排煙設備の構造、材料の種別及び配置 排煙口の自動開放装置の構造及び位置 排煙機の能力	
		非常用の排水設備の構造詳細図	排水設備の構造及び材料の種別 排水設備の能力	
法第35条の2に関する規定		各階平面図	各室の用途及び床面積	
		室内仕上げ表	令第129条に規定する部分の仕上げの材料の種別及び厚さ	
		確認申請書	建築物の主要用途 階数 延べ面積	
		二面以上の断面図	各階の天井の高さ	
		構造詳細図	令第129条第7項に規定するスプリンクラー設備等及び排煙設備の設置状況	
法第35条の3に関する規定		各階平面図	各室の用途 令第111条に規定する窓その他の開口部の位置及び寸法	
		耐火性能等一覧表	主要構造部の種類に応じ、建築物の部分毎に確保される性能	
		構造詳細図	主要構造部の断面の構造、材料の種別及び寸法	
エレベーター	令第2章第2節に関する規定	二面以上の断面図	各室の天井の高さ 最下階の居室の床が木造である場合における床の高さ及び防湿方法 換気孔の位置 ねずみの侵入を防ぐための設備の設置状況	
		令第2章第3節に関する規定	各階平面図 二面以上の断面図	階段、踊り場、手すり等及び階段に代わる傾斜路の位置及び構造 令第27条に規定する階段の設置状況 階段、踊り場、手すり等及び階段に代わる傾斜路の構造
	令第115条に関する規定	各階平面図 二面以上の断面図	煙突の位置及び構造 煙突の位置及び構造	
		ボイラーの性能を示す書類	ボイラー内部の通風抵抗 ボイラーの送風機の通風力	
	令第114条に関する規定	二面以上の立面図	煙突の位置及び高さ	
		各階平面図 耐火性能等一覧表 構造詳細図	界壁等を貫通する風道に設ける防火設備の位置 主要構造部の種類に応じ、建築物の部分毎に確保される性能 主要構造部の断面の構造、材料の種別及び寸法	
		確認申請書	建築物の主要用途 建築面積及び延べ面積 建築物の構造	
	エレベーター	各階平面図	エレベーターの仕様書	小屋組の構造 界壁等を貫通する風道に設ける防火設備の位置 エレベーターの機械室の床面積及び昇降路の水平投影面積 エレベーターの機械室に設ける換気上有効な開口部又は換気設備の位置 エレベーターの機械室の出入口の構造 エレベーターの機械室に通ずる階段の構造 エレベーターの周囲の状況
			エレベーターの構造詳細図	エレベーターの用途及び積載量並びに最大定員（乗用エレベーター及び寝台エレベーターに限る。） 昇降行程 エレベーターのかごの構造 エレベーターのかご及び昇降路の壁又は囲い及び出入口の戸の位置及び構造 非常の場合においてかご内の人を安全にかご外に救出することができる開口部の位置及び構造 エレベーターの駆動装置及び制御器の位置及び取付方法 エレベーターの制御器の構造 エレベーターのかごの定格速度及びエレベーターの機械室の床面から天井又ははりの下端までの垂直距離 エレベーターの安全装置の位置及び構造 エレベーターの用途及び積載量並びに最大定員（乗用エレベーター及び寝台用エレベーターに限る。）を明示した標識の意匠及び当該標識を掲示する位置
			エレベーターのかご、昇降路及び機械室の断面図	エレベーターの用途及び積載量並びに最大定員（乗用エレベーター及び寝台用エレベーターに限る。） エレベーターのかごの積載荷重及びその算定方法 エレベーターのかごの床面積
		エレベーターの荷重を算定した際の計算書	エレベーターの強度検証法により検証した際の計算書	出入口の床先とかごの床先との水平距離及びかごの床先昇降路壁との水平距離（乗用エレベーター及び寝台用エレベーターに限る。） エレベーターの昇降路内の突出物の種別、位置及び構造 エレベーターの機械室の床面から天井又ははりの下端までの垂直距離 エレベーターの機械室に通ずる階段の構造
			エレベーターの荷重を算定した際の計算書	固定荷重及び積載荷重によって主要な支持部分等に生ずる力 主要な支持部分等の断面に生ずる常時及び安全装置作動時の各応力度 主要な支持部分等の材料の破壊強度を安全率で除して求めた許容応力度 独立してかごを支え、又は吊ることができる部分の材料の破断強度を限界安全率で除して求めた限界の許容応力度

(い) 区分	(ろ) 図書の種類	(は) 審査に用いる事項
法第36条に関する規定	エレベーターの使用材料表	エレベーターのかご並びに昇降路の壁又は囲い及び出入口の戸（構造上軽微な部分を除く。）に用いる材料の種類 エレベーターの機械室の出入口に用いる材料
	非常用エレベーター 各階平面図	高さ31mを超える部分の階の床面積 非常用エレベーターの配置 高さ31mを超える建築物の部分の階の用途 非常用エレベーターの乗降ロビーの位置 バルコニー又は外気に向かつて開くことができる窓若しくは排煙設備の位置 非常用の乗降ロビーの出入口（特別避難階段の階段室に通ずる出入口及び昇降路の出入口を除く。）に設ける特定防火設備 非常用エレベーターの乗降ロビーの床及び壁（窓若しくは排煙設備又は出入口を除く。）の構造 予備電源を有する照明設備の位置 非常用エレベーターの乗降ロビーの床面積 屋内消火栓、連結送水管の放水口、非常コンセント設備等の消火設備を設置できる非常用エレベーターの乗降ロビーの部分 非常用エレベーターの積載量及び最大定員のほか、非常用エレベーターである旨、避難階における避難経路その他避難上必要な事項を明示した標識を掲示する位置 非常用エレベーターを非常の用に供している場合においてその旨を明示することができる表示灯その他これに類するものの位置 非常用エレベーターの昇降路の床及び壁（乗降ロビーに通ずる出入口及び機械室に通ずる鋼索、電線その他のものの周囲を除く。）の構造 避難階における非常用エレベーターの昇降路の出入口又は令第129条の13の3第3項に規定する構造の乗降ロビーの出入口から屋外への出口（道又は道に通ずる幅員4m以上の通路、空地その他これらに類するものに接しているものに限る。）の位置 避難階における非常用エレベーターの昇降路の出入口又は令第129条の13の3第3項に規定する構造の乗降ロビーの出入口から屋外への出口（道又は道に通ずる幅員4m以上の通路、空地その他これらに類するものに接しているものに限る。）の一に至る歩行距離
	二面以上の断面図	建築物の高さが31mとなる位置
	エレベーターの仕様書	非常用エレベーターのかごの定格速度
	エレベーターの構造詳細図	非常用エレベーターのかご及びその出入口の寸法 非常用エレベーターのかごの積載量 非常用エレベーターのかごを呼び戻す装置の位置 非常用エレベーターのかご内と中央管理室とを連絡する電話装置の位置 非常用エレベーターのかごの戸を開いたままかごを昇降させることができる装置及び予備電源の位置 非常用エレベーターの予備電源の位置
	エレベーターの使用材料表	非常用エレベーターの乗降ロビーの室内に面する部分の仕上げ及び下地に用いる材料の種類
	エレベーターの仕様書	エスカレーターの勾配及び揚程 エスカレーターの踏段の定格速度
	エスカレーター エスカレーターの構造詳細図	通常の使用状態において人又は物が挟まれ、又は障害物に衝突することがないようにするための措置 エスカレーターの制動装置の構造 昇降口において踏段の昇降を停止させることができる装置の構造 エスカレーターの踏段の構造
	エスカレーター エスカレーターの断面図	エスカレーターの踏段の両側に設ける手すりの構造 エスカレーターの踏段の幅及び踏段の端から当該踏段の側の側にある手すりの上端部び中心までの水平距離
	エスカレーター エスカレーター強度検証法により検証した際の計算書	固定荷重及び積載荷重によって主要な支持部分等に生ずる力 主要な支持部分等の断面に生ずる常時及び安全装置作動時の各応力 主要な支持部分等の材料の破壊強度を安全率で除して求めた許容応力 独立して踏段を支え、又は吊ることができる部分の材料の破断強度を限界安全率で除して求めた限界の許容応力
	エスカレーター エスカレーターの荷重を算定した際の計算書	エスカレーターの各部の固定荷重 エスカレーターの踏段の積載荷重及びその算定方法 エスカレーターの踏段面の水平投影面積
	小荷物専用昇降機 小荷物専用昇降機の構造詳細図	小荷物専用昇降機の昇降路の壁又は囲い及び出し入れ口の戸の位置及び構造 小荷物専用昇降機の安全装置の構造
	小荷物専用昇降機 小荷物専用昇降機の使用材料表	小荷物専用昇降機の昇降路の壁又は囲い及び出し入れ口の戸に用いる材料の種類
	確認申請書	建築物の延べ面積及び階数 地階及び3階以上の階の用途
	配置図	建築物の外部の給水タンク等の位置 配管設備の配置 その底が地盤面下にある給水タンク等の場合は、当該給水タンク等並びにくみ取便所の便槽、浄化槽、排水管（給水タンク等の水抜管又はオーバーフロー管に接続する管を除く。）、ガソリンタンクその他衛生上有害な物の貯留槽又は処理に供する施設までの水平距離 配管設備の種類及び配置

(い) 区分	(ろ) 図書の種類	(は) 審査に用いる事項	
配管設備	各階平面図	防火区画等を貫通する配管設備の位置及びその部分の構造 給水タンク等の位置及び構造 建築物の内部、屋上又は最下階の床下に設ける給水タンク等の周辺の状況 ガス栓及びガス漏れ警報設備の位置	
	二面以上の断面図	防火区画等を貫通する配管設備の部分の構造 給水タンク等の位置及び構造 建築物の内部、屋上又は最下階の床下に設ける給水タンク等の周辺の状況 ガス栓及びガス漏れ警報設備の位置	
	配管設備の構造詳細図	配管設備の構造 腐食するおそれのある部分及び当該部分の材料に応じ腐食防止のために講じた措置 圧力タンク及び給湯設備の安全装置の構造 水槽、流しその他水を入れ、又は受ける設備に給水する飲料水の配管設備の水栓の開口部の構造 給水管の凍結による破壊のおそれのある部分及び当該部分に講じた防凍のための措置 金属製の給水タンク及び貯水タンクに講じたさび止めのための措置 排水のための配管設備の容量及びその算定方法並びに傾斜 配管設備に講じた排水トラップ、通気管等の設置等の措置 配管設備の覆いの有無 飲料水の配管設備の場合は、活性炭等の濾材その他これに類するものを内蔵した装置の位置及び構造 給水管に講じたウォーターハンマー防止のための措置 給水タンク及び貯水タンク（以下この項において「給水タンク等」という。）に設けるマンホールの位置及び構造 給水タンク等（圧力タンクを除く。）に設けるオーバーフロー管の位置及び構造 オーバーフロー管から水が逆流するおそれがある場所に設置する給水タンク等の場合は、浸水を容易に覚知することができるよう講じた措置 給水タンク等（圧力タンクを除く。）の設ける通気のための装置の位置及び構造又は給水タンク等（圧力タンクを除く。）の容量 排水槽（排水を一時的に滞留させるための槽をいう。）の構造 排水トラップ及び阻集器の位置及び構造 ガス栓及びガス漏れ警報設備の構造	
	配管設備の系統図	配管設備の種類、配置及び構造 配管設備の末端の連結先 配管設備が防火区画等を貫通する部分の位置 給水管の止水弁の位置 排水トラップ、阻集器及び通気管の位置	
	配管設備の使用材料表	配管設備に用いる材料の種類	
	風道の構造詳細図	風道の呼称寸法並びに内管及び外管の外径及び肉厚 防火設備及び特定防火設備の位置	
	確認申請書	建築物の階数	
	冷却塔設備の構造詳細図	冷却塔設備から建築物の他の部分までの距離 冷却塔設備の容量	
	冷却塔設備の使用材料表	冷却塔設備の主要な部分に用いる材料の種類	
	法第37条の規定	使用建築材料表	基礎、主要構造部及び令144条の3に規定する部分に使用する指定建築材料の種類、当該材料を用いる部分、適合するJIS、JAS又は大臣認定の番号 JIS又はJASマーク品であること若しくはそれと同等以上に規格適合を証する根拠
	法第39条に関する規定	法第39条第1項の条例で定められた制限に適合することの確認に必要な図書	当該条例で定められた制限に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項
	法第40条に関する規定	法第40条の条例で定められた制限に適合することの確認に必要な図書	当該条例で定められた制限に係る建築物の敷地、構造又は建築設備に関する事項
	法第41条の2に関する規定	確認申請書	都市計画区域及び準都市計画区域の内外の別等 その他の区域、地域、地区又は街区 主要用途 許可・認定等
	法第43条に関する規定	付近見取り図	道路 敷地の位置 隣地にある建築物の位置及び用途
配置図		敷地境界線 敷地と敷地の接する道路との高低差 敷地の接する道路の位置、幅員及び種類 敷地の道路に接する部分及びその長さ	
法第43条第1項ただし書の許可の内容に適合することの確認に必要な図書		当該許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項	
法第43条第2項の条例で定められた制限に適合することの確認に必要な図書		当該条例で定められた制限に係る建築物の敷地が接する道路の幅員、その敷地が道路に接する部分の長さその他その敷地又は建築物と道路との関係に関する事項	
法第43条の2に関する規定	法第43条の2の条例で定められた制限に適合することの確認に必要な図書	当該条例で定められた制限に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項	

(い) 区分	(ろ) 図書の種類	(は) 審査に用いる事項
法第44条に関する規定	確認申請書	主要用途 道路
	付近見取り図	敷地の位置 隣地にある建築物の位置及び用途
	配置図	敷地境界線 敷地内における建築物の位置 申請建築物と他の建築物との別 敷地の接する道路の位置、幅員及び種類 擁壁の位置
	二面以上の断面図	敷地境界線 敷地の接する道路の位置、幅員及び種類 建築物の各部分の高さ 地盤面
	地盤面算出表	建築物が周囲の地面と接する各位置の高さ及び地盤面を算出するための算定式
	確認申請書 法第44条第1項第2号若しくは第4号の許可又は第3号の認定の内容に適合することの確認に必要な図書	許可・認定等 当該許可又は認定に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項
法第47条に関する規定	確認申請書	主要用途 道路
	付近見取り図	敷地の位置 隣地にある建築物の位置及び用途
	配置図	敷地境界線 敷地内における建築物の位置 申請建築物と他の建築物との別 壁面線 申請建築物の壁又はこれに代わる柱の位置 門又はへいの位置及び高さ
	二面以上の断面図	敷地境界線 地盤面 建築物の各部分の高さ 壁面線 門又はへいの位置及び高さ
	地盤面算出表	建築物が周囲の地面と接する各位置の高さ及び地盤面を算出するための算定式
	確認申請書 法第47条ただし書の許可の内容に適合することの確認に必要な図書	許可・認定等 当該許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項
法第48条に関する規定	確認申請書	その他の区域、地域、地区又は街区 主要用途 許可・認定等
	付近見取り図	道路 敷地の位置 隣地にある建築物の位置及び用途
	配置図	敷地境界線 敷地内における建築物の位置 申請建築物と他の建築物との別 用途地域の境界線
	各階平面図	各室の用途及び床面積 用途ごとの床面積の合計
	床面積求積図	床面積の求積に必要な各室の各部分の寸法及び算定式
	危険物の数量表	危険物の種類及び数量
	工場・事業調書	事業の種類
	法第48条第1項から第12項までのただし書の許可の内容に適合することの確認に必要な図書	当該許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項
法第49条に関する規定	法第49条第1項又は第2項の条例で定められた制限に適合することの確認に必要な図書	当該条例で定められた制限に係る建築物の用途に関する事項
法第49条の2に関する規定	法第49条の2の条例で定められた制限に適合することの確認に必要な図書	当該条例で定められた制限に係る建築物の用途に関する事項
法第50条に関する規定	法第50条の条例で定められた制限に適合することの確認に必要な図書	当該条例で定められた制限に係る建築物の敷地、構造又は建築設備に関する事項
法第51条に関する規定	確認申請書	その他の区域、地域、地区又は街区 主要用途 許可・認定等
	付近見取り図	道路 敷地の位置 隣地にある建築物の位置及び用途
	配置図	敷地境界線 都市計画において定められた法第51条に規定する建築物の敷地の位置 用途地域の境界線



(い) 区分	(ろ) 図書の種類	(は) 審査に用いる事項
	特殊建築物調書 法第51条ただし書の許可の内容に適合することの確認に必要な図書	都市計画区域の境界線 特殊建築物の用途及び規模 当該許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項
法第52条に関する規定	確認申請書  付近見取り図  配置図  各階平面図 床面積求積図 二面以上の断面図 敷地面積求積図 法第52条第8項第二号に規定する空地のうち道路に接して有効な部分(以下「道路に接して有効な部分」という。)の配置図  法第52条第9項に規定する特定道路等の配置図  地盤面算出表 法第52条第10項、第11項又は第14項の許可の内容に適合することの確認に必要な図書	その他の区域、地域、地区又は街区 敷地面積 主要用途 延べ面積 許可・認定等 道路 敷地の位置 隣地にある建築物の位置及び用途 敷地境界線 敷地内における建築物の位置 申請建築物と他の建築物との別 指定された容積率の数値の異なる地域の境界線 敷地の接する道路の位置及び幅員 法第52条第12項の壁面線等 令第135条の18に掲げる建築物の部分の位置、高さ及び構造 各室の用途及び床面積 用途ごとの床面積の合計 床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算定式 地盤面 各階の床及び天井の高さ 敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算定式 敷地境界線 法第52条第8項第二号に規定する空地の面積及び位置 道路に接して有効な部分の面積及び位置 敷地内における工作物の位置 敷地の接する道路の位置 令第135条の16第3項表(い)欄各項に掲げる地域の境界線 敷地境界線 前面道路及び前面道路が接続する法第52条第9項の特定道路の位置及び幅員 当該特定道路から敷地が接する前面道路の部分の直近の端までの延長 建築物が周囲の地面と接する各位置の高さ及び地盤面を算出するための算定式 当該許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項
法第53条に関する規定	確認申請書  付近見取り図  配置図  敷地面積求積図 建築面積求積図 構造詳細図 耐火性能等一覧表 法第53条第4項又は第5項第三号の許可の内容に適合することの確認に必要な図書	その他の区域、地域、地区又は街区 許可・認定等 主要用途 敷地面積 建築面積 道路 敷地の位置 隣地にある建築物の位置及び用途 敷地境界線 敷地内における建築物の位置 申請建築物と他の建築物との別 用途地域の境界線 防火地域の境界線 敷地の接する道路の位置 敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算定式 建築面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算定式 主要構造部の断面の構造、材料の種類及び寸法 主要構造部の種類に応じ、建築物の部分毎に確保される性能 当該許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項
法第53条の2に関する規定	確認申請書  付近見取り図  敷地面積求積図	その他の区域、地域、地区又は街区 主要用途 敷地面積 許可・認定等 道路 敷地の位置 隣地にある建築物の位置及び用途 敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算定式 敷地境界線 敷地内における建築物の位置

(い)区分	(ろ)図書の種類	(は)審査に用いる事項
	配置図 施行規則第1条の3第2項に規定する書面 構造詳細図 耐火性能等一覧表 法第53条の2第1項第三号又は第四号の許可の内容に適合することの確認に必要な図書	申請建築物と他の建築物との別 用途地域の境界線 防火地域の境界線 現に存する所有権その他の権利に基づいて当該土地を建築物の敷地として使用することができる旨 主要構造部の断面の構造、材料の種類及び寸法 主要構造部の種類に応じ、建築物の部分毎に確保される性能 当該許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項
法第54条に関する規定	確認申請書 付近見取り図 配置図	その他の区域、地域、地区又は街区 主要用途 道路 敷地の位置 隣地にある建築物の位置及び用途 敷地境界線 敷地内における建築物の位置 申請建築物と他の建築物との別 用途地域の境界線 都市計画において定められた外壁の後退距離の限度の線 申請建築物の外壁又はこれに代わる柱の面の位置 令第135条の20に掲げる建築物又はその部分の用途、高さ及び床面積 申請建築物又はその部分の外壁又はこれに代わる柱の中心線及びその長さ
法第55条に関する規定	確認申請書 付近見取り図 配置図 二面以上の断面図 地盤面算出表 法第55条第2項の認定又は第3項第一号若しくは第二号の許可の内容に適合することの確認に必要な図書	その他の区域、地域、地区又は街区 主要用途 建築物の高さ等 許可・認定等 道路 敷地の位置 隣地にある建築物の位置及び用途 敷地境界線 敷地内における建築物の位置 申請建築物と他の建築物との別 用途地域の境界線 申請建築物の各部分の高さ 土地の高低 地盤面 建築物の各部分の高さ 用途地域の境界線 土地の高低 建築物が周囲の地面と接する各位置の高さ及び地盤面を算出するための算定式 当該認定又は許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項
	確認申請書 付近見取り図 配置図	その他の区域、地域、地区又は街区 主要用途 建築物の高さ等 許可・認定等 道路 敷地の位置 隣地にある建築物の位置及び用途 目標となる地物 令第131条の2第1項に規定する街区の位置 方位 敷地境界線 敷地内における建築物の位置 申請建築物と他の建築物との別 地盤面及び前面道路の路面の中心からの申請建築物の各部分の高さ 敷地の接する道路の位置、幅員及び種類 地盤面の異なる区域の境界線 法第56条第1項第2号に規定する水平距離のうち最小のものに相当する距離 令第130条の12に掲げる建築物の部分の用途、位置、高さ、構造及び床面積 法第56条第2項に規定する後退距離 用途地域の境界線 高層住居誘導地区の境界線 法第56条第1項第2号イの規定により特定行政庁が指定した区域の境界線 令第132条第1項若しくは第2項又は第134条第2項に規定する区域の境界線

(い) 区分	(ろ) 図書の種類	(は) 審査に用いる事項
法第56条に関する規定		前面道路の反対側又は隣地にある公園、広場、水面その他これらに類するものの位置 北側の前面道路の反対側又は北側の隣地にある水面、線路敷その他これらに類するものの位置 土地の高低
	各階平面図	各室の用途及び床面積 用途ごとの床面積の合計
	床面積求積図	床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算定式
	二面以上の断面図	地盤面 前面道路の路面の中心 地盤面及び前面道路の路面の中心からの建築物の各部分の高さ 令第135条の2第2項、令第135条の3第2項及び令第135条の4第2項の規定により特定行政庁が規則において定める前面道路の位置 法第56条第1項から第6項までに掲げる規定による建築物の各部分の高さの限度 敷地の接する道路の位置、幅員及び種類 前面道路の中心線 擁壁の位置 土地の高低 地盤面の異なる区域の境界線 令第130条の12に掲げる建築物の部分の用途、位置、高さ、構造及び床面積 法第56条第1項第2号に規定する水平距離のうち最小のものに相当する距離 法第56条第2項に規定する後退距離 用途地域の境界線 高層住居誘導地区の境界線 法第56条第1項第2号イの規定により特定行政庁が指定した区域の境界線 令第132条第1項若しくは第2項又は第134条第2項に規定する区域の境界線 前面道路の反対側又は隣地にある公園、広場、水面その他これらに類するものの位置 北側の前面道路の反対側又は北側の隣地にある水面、線路敷その他これらに類するものの位置
	地盤面算出表	建築物が周囲の地面と接する各位置の高さ及び地盤面を算出するための算定式
	道路高さ制限適合建築物の配置図	敷地境界線 敷地内における申請建築物及び道路高さ制限適合建築物の位置 擁壁の位置 土地の高低 敷地の接する道路の位置、幅員及び種類 前面道路の路面の中心からの申請建築物及び道路高さ制限適合建築物の各部分の高さ 申請建築物及び道路高さ制限適合建築物の前面道路の境界線からの後退距離 道路制限勾配が異なる地域等の境界線 令第132条又は第134条第2項に規定する区域の境界線 令第135条の9に規定する位置及び当該位置の間の距離 申請建築物及び道路高さ制限適合建築物について令第135条の9に規定する位置ごとに算定した天空率（令第135条の5に規定する天空率）
	道路高さ制限適合建築物の二面以上の立面図	前面道路の路面の中心の高さ 前面道路の路面の中心からの申請建築物及び道路高さ制限適合建築物の各部分の高さ 令第135条の2第2項の規定により特定行政庁が規則に定める高さ 擁壁の位置 土地の高低 令第135条の9に規定する位置からの申請建築物及び道路高さ制限適合建築物の各部分の高さ
	申請建築物と道路高さ制限適合建築物の天空率の差が最も近い算定位置（以下「道路高さ制限近接点」という。）における水平投影位置確認表	前面道路の路面の中心からの申請建築物及び道路高さ制限適合建築物の各部分の高さ 道路高さ制限近接点から申請建築物及び道路高さ制限適合建築物の各部分までの水平距離 仰角 方位角
	道路高さ制限近接点における申請建築物及び道路高さ制限適合建築物の天空図（天空図の半径は10cm以上とする。）	水平投影面 天空率
	道路高さ制限近接点における天空率算定求積図	申請建築物及び道路高さ制限適合建築物の天空率を算出するための算定式
		敷地境界線 敷地内における申請建築物及び隣地高さ制限適合建築物の位置 擁壁の位置

(い) 区分	(ろ) 図書の種類	(は) 審査に用いる事項
	隣地高さ制限適合建築物の配置図	土地の高低 敷地の接する道路の位置、幅員及び種類 地盤面からの申請建築物及び隣地高さ制限適合建築物の各部分の 高さ 法第56条第1項第2号に規定する水平距離のうち最小のものに 相当する距離 令第135条の7第1項第2号に規定する隣地高さ制限適合建築物 の隣地境界線からの後退距離 隣地制限勾配が異なる地域等の境界線 高低差区分区域の境界線 令第135条の10に規定する位置及び当該位置間の距離 申請建築物及び隣地高さ制限適合建築物について令第135条の 10に規定する位置ごとに算定した天空率 地盤面 地盤面からの申請建築物及び隣地高さ制限適合建築物の各部分 の高さ 令第135条の3第2項の規定により特定行政庁が規則に定める 高さ 擁壁の位置 土地の高低 高低差区分区域の境界線 令第135条の10に規定する位置からの申請建築物及び隣地高さ 制限適合建築物の各部分の高さ
	隣地高さ制限適合建築物の二面以上 の立面図	申請建築物及び隣地高さ制限適合建築物の各部分の高さ 隣地高さ制限近接点から申請建築物及び隣地高さ制限適合建築 物の各部分までの水平距離 仰角 方位角
	申請建築物と隣地高さ制限適合建築 物の天空率の差が最も近い算定位置 (以下「隣地高さ制限近接点」とい う。)における水平投影位置確認表	申請建築物及び隣地高さ制限適合建築物の各部分の高さ 隣地高さ制限近接点から申請建築物及び隣地高さ制限適合建築 物の各部分までの水平距離 仰角 方位角
	隣地高さ制限近接点における申請建 築物及び隣地高さ制限適合建築物の 天空図(天空図の半径は10cm以上と する。)	水平投影面
	隣地高さ制限近接点における天空率 算定求積図	天空率 申請建築物及び隣地高さ制限適合建築物の天空率を算出するための 算定式
	北側高さ制限適合建築物の配置図	敷地境界線 敷地内における申請建築物及び北側高さ制限適合建築物の位置 擁壁の位置 土地の高低 敷地の接する道路の位置、幅員及び種類 地盤面からの申請建築物及び北側高さ制限適合建築物の各部分 の高さ 北側制限高さが異なる地域の境界線 高低差区分区域の境界線 令第135条の11に規定する位置及び当該位置間の距離 申請建築物及び北側高さ制限適合建築物について令第135条の 11の規定する位置ごとに算定した天空率
	北側高さ制限適合建築物の二面以上 の立面図	地盤面 地盤面からの申請建築物及び北側高さ制限適合建築物の各部分 の高さ 令第135条の4第2項の規定により特定行政庁が規則に定める 高さ 擁壁の位置 土地の高低 令第135条の11に規定する位置からの申請建築物及び北側高さ 制限適合建築物の高さ
	申請建築物と北側高さ制限適合建築 物の天空率の差が最も近い算定位置 (以下「北側高さ制限近接点」とい う。)における水平投影位置確認表	申請建築物及び北側高さ制限適合建築物の各部分の高さ 北側高さ制限近接点から申請建築物及び北側高さ制限適合建築 物の各部分までの水平距離 仰角 方位角
	北側高さ制限近接点における申請建 築物及び北側高さ制限適合建築物の 天空図(天空図の半径は10cm以上と する。)	水平投影面
	北側高さ制限近接点における天空率 算定求積図	天空率 申請建築物及び北側高さ制限適合建築物の天空率を算出するための 算定式
	令第131条の2第2項若しくは第3 項の認定の内容に適合することの確 認に必要な図書	当該認定に係る申請建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に 関する事項
		その他の区域、地域、地区又は街区

(い) 区分	(ろ) 図書の種類	(は) 審査に用いる事項
法第56条の2に関する規定	確認申請書	主要用途 建築物の高さ等 許可・認定等
	付近見取り図	道路 敷地の位置 隣地にある建築物の位置及び用途 目標となる地物
	配置図	方位 敷地境界線 敷地内における建築物の位置 建築物の各部分の高さ 軒の高さ 土地の高低 地盤面の異なる区域の境界線 敷地の接する道路、水面、線路敷その他これらに類するものの位置並びに幅員 建築物の各部分からの真北方向の敷地境界線までの水平距離
	日影図	方位 敷地境界線 法第56条の2第1項の対象区域の境界線 法別表第四(い)欄の各項に掲げる地域又は区域の境界線 高層住居誘導地区又は都市再生特別地区の境界線 日影時間の異なる区域の境界線 敷地の接する道路、水面、線路敷その他これらに類するものの位置並びに幅員 敷地内における建築物の位置 建築物の各部分の平均地盤面からの高さ 建築物の各部分からの真北方向の敷地境界線までの水平距離 法第56条の2第1項の水平面(以下この表において「水平面」という。)上の敷地境界線からの水平距離5メートル及び10メートルの線(以下この表において「測定線」という。) 建築物が冬至日の真太陽時による午前8時から30分ごとに午後4時まで(道の区域内にあつては午前9時から30分ごとに午後3時まで)の各時刻に水平面に生じさせる日影の形状 建築物が冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時まで(道の区域内にあつては午前9時から午後3時まで)の間に測定線上の主要な点に生じさせる日影時間 建築物が冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時まで(道の区域内にあつては午前9時から午後3時まで)の間に水平面に生じさせる日影の等時間日影線 土地の高低
	日影形状算定表	建築物の各部分の平均地盤面からの高さ及び日影長さを算出するための算定式
	二面以上の断面図	地盤面 平均地盤面 地盤面及び平均地盤面からの建築物の各部分の高さ 各階の床及び天井の高さ 隣地又はこれに接続する土地で日影が生ずるものの地盤面又は平均地表面
	地盤面算出表	建築物が周囲の地面と接する各位置の高さ及び地盤面を算出するための算定式
	平均地盤面算出表	建築物が周囲の地面と接する各位置の高さ及び平均地盤面を算出するための算定式
	法第56条の2第1項の許可の内容に適合することの確認に必要な図書	当該許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項
	法第57条に関する規定	確認申請書
付近見取り図		道路 敷地の位置 隣地にある建築物の位置及び用途
配置図		敷地境界線 敷地内における建築物の位置 申請建築物と他の建築物との別 道路の位置
二面以上の断面図		建築物の各部分の高さ 道路の位置
法第57条第1項の認定の内容に適合することの確認に必要な図書		当該認定に係る申請建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項
法第57条の2に関する規定	確認申請書	その他の区域、地域、地区又は街区 主要用途
	付近見取り図	道路 敷地の位置 隣地にある建築物の位置及び用途
	配置図	敷地境界線 特例敷地の位置
		その他の区域、地域、地区又は街区

(い) 区分	(ろ) 図書の種類	(は) 審査に用いる事項
法第57条の4に関する規定	確認申請書	主要用途 建築物の高さ等 許可・認定等
	付近見取り図	道路 敷地の位置 隣地にある建築物の位置及び用途
	配置図	敷地境界線 敷地内における建築物の位置 申請建築物と他の建築物との別 申請建築物の各部分の高さ 地盤面の異なる区域の境界線 特例容積率適用地区の境界線 土地の高低
	二面以上の断面図	地盤面 申請建築物の各部分の高さ 土地の高低
	地盤面算出表	建築物が周囲の地面と接する各位置の高さ及び地盤面を算出するための算定式
	法第57条の4第1項ただし書の許可の内容に適合することの確認に必要な図書	当該許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項
法第57条の5に関する規定	確認申請書	その他の区域、地域、地区又は街区 敷地面積 主要用途 建築面積
	付近見取り図	道路 敷地の位置 隣地にある建築物の位置及び用途
	配置図	敷地境界線 敷地内における建築物の位置 申請建築物と他の建築物との別 高層住居誘導地区の境界線
	敷地面積求積図	敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算定式
	建築面積求積図	建築面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算定式
法第58条に関する規定	確認申請書	その他の区域、地域、地区又は街区 主要用途 建築物の高さ等
	付近見取り図	道路 敷地の位置 隣地にある建築物の位置及び用途
	配置図	敷地境界線 敷地内における建築物の位置 申請建築物と他の建築物との別 申請建築物の各部分の高さ 地盤面の異なる区域の境界線 高度地区の境界線 土地の高低
	二面以上の断面図	地盤面 建築物の各部分の高さ 高度地区の境界線 土地の高低
	地盤面算出表	建築物が周囲の地面と接する各位置の高さ及び地盤面を算出するための算定式
法第59条に関する規定	確認申請書	その他の区域、地域、地区又は街区 主要用途 建築物の高さ等 敷地面積 建築面積 許可・認定等
	付近見取り図	道路 敷地の位置 隣地にある建築物の位置及び用途
	配置図	敷地境界線 敷地内における建築物の位置 申請建築物と他の建築物との別 高度利用地区の境界線 高度利用地区に関する都市計画において定められた壁面の位置の制限の位置 申請建築物の壁又はこれに代わる柱の位置 国土交通大臣が指定する歩廊の柱その他これに類するものの位置
	地盤面算出表	地盤面 建築物の各部分の高さ

(い) 区分	(ろ) 図書の種類	(は) 審査に用いる事項
	二面以上の断面図	高度利用地区に関する都市計画において定められた壁面の位置の制限の位置 国土交通大臣が指定する歩廊の柱その他これに類するものの位置
	敷地面積求積図	敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算定式
	建築面積求積図	建築面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算定式
	地盤面算出表	建築物が周囲の地面と接する各位置の高さ及び地盤面を算出するための算定式
	法第59条第1項第3号又は第4項の許可の内容に適合することの確認に必要な図書	当該許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項
法第59条の2に関する規定	確認申請書	許可・認定等
	法第59条の2第1項の許可の内容に適合することの確認に必要な図書	当該許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項
法第60条に関する規定	確認申請書	その他の区域、地域、地区又は街区 敷地面積 主要用途 建築物の高さ等 延べ面積
	付近見取り図	道路 敷地の位置 隣地にある建築物の位置及び用途
	配置図	敷地境界線 敷地内における建築物の位置 申請建築物と他の建築物との別 申請建築物の各部分の高さ 地盤面の異なる区域の境界線 特定街区に関する都市計画において定められた壁面の位置の制限の位置 申請建築物の壁又はこれに代わる柱の位置 国土交通大臣が指定する歩廊の柱その他これに類するものの位置 土地の高低
	二面以上の断面図	地盤面 建築物の各部分の高さ 各階の床及び天井の高さ 特定街区に関する都市計画において定められた壁面の位置の制限の位置 国土交通大臣が指定する歩廊の柱その他これに類するものの位置 土地の高低
	各階平面図	各室の用途及び床面積
	敷地面積求積図	用途ごとの床面積の合計
	敷地面積求積図	敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算定式
	床面積求積図	床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算定式
	地盤面算出表	建築物が周囲の地面と接する各位置の高さ及び地盤面を算出するための算定式
	法第60条の2に関する規定	確認申請書
付近見取り図		道路 敷地の位置 隣地にある建築物の位置及び用途
配置図		敷地境界線 敷地内における建築物の位置 申請建築物と他の建築物との別 申請建築物の各部分の高さ 都市再生特別地区の境界線 都市再生特別地区に関する都市計画において定められた壁面の位置の制限の位置 申請建築物の壁又はこれに代わる柱の位置 土地の高低 国土交通大臣が指定する歩廊の柱その他これに類するものの位置
二面以上の断面図		地盤面 建築物の各部分の高さ 都市再生特別地区に関する都市計画において定められた壁面の位置の制限の位置 都市再生特別地区の境界線 土地の高低 国土交通大臣が指定する歩廊の柱その他これに類するものの位置

(い)区分	(ろ)図書の種類	(は)審査に用いる事項
	地盤面算出表 敷地面積求積図 建築面積求積図 法第60条の2第1項第3号の許可の内容に適合することの確認に必要な図書	建築物が周囲の地面と接する各位置の高さ及び地盤面を算出するための算定式 敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算定式 建築面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算定式 当該許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項
法第61条に関する規定	配置図 耐火性能等一覧表 構造詳細図 確認申請書	敷地内の建築物の位置 申請にかかる建築物と他の建築物の別 主要構造部の種類に応じ、建築物の部分毎に確保される性能 主要構造部の断面の構造、材料の種別及び寸法 軒裏の断面の構造、材料の種別及び寸法 門及び塀の断面の構造、材料の種別及び寸法 防火地域及び準防火地域の内外の別等 延べ面積 建築物の主要用途 階数
法第62条に関する規定	確認申請書 配置図 各階平面図 二面以上の断面図 二面以上の立面図 構造詳細図 耐火性能一覧表	準防火地域の内外の別 階数 延べ面積 隣地境界線等の位置 隣地境界線等の位置 道路中心線の位置 開口部の位置 防火設備の位置 同一敷地内の他の建築物の位置 道路の幅員 門及び塀の位置 各室の用途 換気孔の位置及び面積 窓の位置及び面積 門及び塀の位置 昭和62年告示第1903号に規定する投影面積 外壁及び屋根の断面の構造、材料の種別及び寸法 門及び塀の断面の構造、材料の種別及び寸法 外壁及び軒裏について、建築物の部分毎に確保される性能
法第63条に関する規定	構造詳細図 耐火性能等一覧表 確認申請書	屋根以外の主要構造部の断面の構造、材料の種別及び寸法 屋根の断面の構造、材料の種別及び寸法 屋根について、建築物の部分毎に確保される性能 防火地域及び準防火地域の内外の別等 建築物の主要用途
法第64条に関する規定	配置図 各階平面図 確認申請書	延焼のおそれのある部分 防火設備の位置 開口部の位置 防火地域及び準防火地域の内外の別等
法第65条に関する規定	配置図 構造詳細図 耐火性能等一覧表 確認申請書	建築物の位置 隣地境界線の位置 外壁の断面の構造、材料の種別及び寸法 外壁について、建築物の部分毎に確保される性能 防火地域及び準防火地域の内外の別等
法第66条に関する規定	配置図 構造詳細図 確認申請書 二面以上の立面図	看板等の位置 看板等の材料の種別 防火地域の内外の別 看板等の高さ
法第67条に関する規定	確認申請書 各階平面図 耐火性能一覧表 構造詳細図	防火地域及び準防火地域の内外の別等 防火壁の位置 防火壁について、建築物の部分毎に確保される性能 防火壁の断面の構造、材料の種別及び寸法
	確認申請書 付近見取り図 配置図	その他の区域、地域、地区又は街区 敷地面積 主要用途 建築物の高さ等 許可・認定等 道路 敷地の位置 隣地にある建築物の位置及び用途 敷地境界線 敷地内における建築物の位置 申請建築物と他の建築物との別 申請建築物の各部分の高さ 特定防災街区整備地区の境界線 特定防災街区整備地区に関する都市計画において定められた壁面の位置の制限の位置 申請建築物の壁又はこれに代わる柱の位置 敷地の接する防災都市計画施設の位置 申請建築物の防災都市計画施設に面する部分及びその長さ 敷地の防災都市計画施設に接する部分及びその長さ 土地の高低



(い) 区分	(ろ) 図書の種類	(は) 審査に用いる事項	
法第67条の2に関する規定	地盤面算出表	建築物が周囲の地面と接する各位置の高さ及び地盤面を算出するための算定式	
	敷地面積求積図	敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算定式	
	防災都市計画施設に面する方向の立面図	建築物の防災都市計画施設に係る間口率の最低限度以内の部分の位置	建築物の高さの最低限度より低い高さの建築物の部分（建築物の防災都市計画施設に係る間口率の最低限度を超える部分を除く。）の構造
		建築物の防災都市計画施設に面する部分及びその長さ	敷地の防災都市計画施設に接する部分及びその長さ
		敷地に接する防災都市計画施設の位置	
	二面以上の断面図	地盤面 建築物の各部分の高さ 特定防災街区整備地区に関する都市計画において定められた壁面の位置の制限の位置 土地の高低	
	構造詳細図	主要構造部の断面の構造、材料の種類及び寸法	
耐火性能等一覧表	主要構造部の種類に応じ、建築物の部分毎に確保される性能		
法第67条の2第3項第二号、第5項第二号又は第9項第二号の許可の内容に適合することの確認に必要な図書		当該許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項	
法第68条に関する規定	確認申請書	その他の区域、地域、地区又は街区 敷地面積 主要用途 許可・認定等	
	付近見取り図	道路 敷地の位置 隣地にある建築物の位置及び用途	
	配置図	敷地境界線	敷地内における建築物の位置
		申請建築物と他の建築物との別	申請建築物の各部分の高さ
		地盤面の異なる区域の境界線	景観地区の境界線
		景観地区に関する都市計画において定められた壁面の位置の制限の位置	申請建築物の壁又はこれに代わる柱の位置
	土地の高低		
	二面以上の断面図	地盤面 建築物の各部分の高さ 土地の高低 景観地区に関する都市計画において定められた壁面の位置の制限の位置	
	敷地面積求積図	敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算定式	
	地盤面算出表	建築物が周囲の地面と接する各位置の高さ及び地盤面を算出するための算定式	
施行規則第1条の3第2項に規定する書面	現に存する所有権その他の権利に基づいて当該土地を建築物の敷地として使用することができる旨		
法第68条第1項第二号、第2項第二号若しくは第3項第二号の許可又は第5項の認定の内容に適合することの確認に必要な図書		当該許可又は認定に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項	
法第68条の2に関する規定	法第68条の2第1項の条例で定められた制限に適合することの確認に必要な図書	当該条例で定められた制限に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項	
法第68条の3に関する規定	確認申請書 法第68条の3第1項、第2項若しくは第3項の認定又は第4項の許可の内容に適合することの確認に必要な図書	許可・認定等 当該認定又は許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項	
法第68条の4に関する規定	確認申請書 法第68条の4の認定の内容に適合することの確認に必要な図書	許可・認定等 当該認定に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項	
法第68条の5に関する規定	確認申請書	その他の区域、地域、地区又は街区	
法第68条の5の2に関する規定	確認申請書	許可・認定等 その他の区域、地域、地区又は街区	
	法第68条の5の2第2項の許可の内容に適合することの確認に必要な図書	当該許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項	
法第68条の5の3に関する規定	確認申請書	その他の区域、地域、地区又は街区 用途	
法第68条の5の4に関する規定	確認申請書	許可・認定等	
	法第68条の5の4第1項又は第2項の認定の内容に適合することの確認に必要な図書	当該認定に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項	
法第68条の5の5に関する規定	確認申請書	許可・認定等	

(い) 区分	(ろ) 図書の種類	(は) 審査に用いる事項	
法第68条の5の5に関する規定	法第68条の5の5の認定の内容に適合することの確認に必要な図書	当該認定に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項	
法第68条の5の7に関する規定	確認申請書 法第68条の5の7第5項の認定の内容に適合することの確認に必要な図書	許可・認定等 当該認定に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項	
法第68条の9に関する規定	法第69条の9第1項又は第2項の条例で定められた制限に適合することの確認に必要な図書	当該条例で定められた制限に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項	
法第84条の2に関する規定	各階平面図	各室の用途 壁及び開口部の位置	
	構造詳細図	柱、はり、外壁及び屋根の断面の構造及び材料の種別 外壁及び屋根の断面の構造及び材料の種別 平成5年告示第1435号に規定する屋根に設けられた孔の面積の合計	
	耐火性能等一覧表	屋根について、建築物の部分毎に確保される性能	
	確認申請書	建築物の主要用途 階数 開放的簡易建築物の床面積 防火地域及び準防火地域の内外の別等	
	配置図	敷地境界線 敷地内における建築物の位置 延焼のおそれのある部分	
	二面以上の立面図	常時開放されている開口部の位置及び面積	
	二面以上の断面図	塀その他これに類するもの高さ及び材料の種別 各階の天井の高さ	
	法第85条に関する規定	法第85条第5項に規定する特定行政庁の認定を受けていることを証する図書	法第85条第5項に規定する特定行政庁の認定を受けていることを証する事項
法第85条の2に関する規定	景観重要建造物である建築物に対する制限の緩和	景観法第19条第1項の規定により景観重要建造物として指定されていることを証する事項	
法第85条の3に関する規定	伝統的建造物群保存地区内の制限の緩和	文化財保護法第143条第1項後段に規定する条例	
法第86条に関する規定	法第86条第1項に規定する特定行政庁の認定に係る認定通知書の写し	法第86条第1項に規定する特定行政庁の認定の内容	
	法第86条第2項に規定する特定行政庁の認定に係る認定通知書の写し	法第86条第2項に規定する特定行政庁の認定の内容	
	法第86条第3項に規定する特定行政庁の許可に係る許可通知書の写し	法第86条第3項に規定する特定行政庁の許可の内容	
	法第86条第4項に規定する特定行政庁の許可に係る許可通知書の写し	法第86条第4項に規定する特定行政庁の許可の内容	
法第86条の2に関する規定	法第86条の2第1項に規定する特定行政庁の認定に係る認定通知書の写し	法第86条の2第1項に規定する特定行政庁の認定の内容	
	法第86条の2第2項に規定する特定行政庁の許可に係る許可通知書の写し	法第86条の2第2項に規定する特定行政庁の許可の内容	
	法第86条の2第3項に規定する特定行政庁の許可に係る許可通知書の写し	法第86条の2第3項に規定する特定行政庁の許可の内容	
法第86条の4に関する規定	特定行政庁の認定通知書又は許可通知書の写し	法第86条第1項、第2項、第3項若しくは第4項又は法第86条の2第1項、第2項若しくは第3項に規定する特定行政庁の認定又は許可を受けていることを証する事項	
法第86条の6に関する規定	法第86条の6第2項に規定する特定行政庁の認定を受けていることを証する図書	法第86条の6第2項に規定する特定行政庁の認定を受けていることを証する事項	
法第86条の7に関する規定	現況図	法第86条の7各項の規定によりそれぞれ当該各項に規定する増築等をする建築物又は工作物に係る事項	
法第87条に関する規定	確認申請書	その他の区域、地域、地区又は街区 建築物の主要用途	
令第139条の規定	工作物	確認申請書	工作物の区分並びに高さ及び築造面積
		準用される法令等の各規定において必要となる図書	準用される法令等の各規定において必要となる図書における審査事項
	令第139条の規定	付近見取図	地形の状況、地盤及び水位の状況
		配置図	煙突等の位置、構造方法、寸法 煙突等の各部の位置、構造方法並びに材料の種別及び寸法、平面形状
		平面図又は横断面図	近接もしくは接合する建築物の位置、寸法、構造方法 構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別
		側面図又は縦断面図	煙突等の各部の高さ、構造方法並びに材料の種別及び寸法、立面形状 近接もしくは接合する建築物の位置、寸法、構造方法 構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法並びに材料の種別及び寸法
		構造詳細図	構造耐力上主要な部分である接合部並びに継手及び仕口、溶接の構造方法 鉄筋の配置、径、継手及び定着の方法 鉄筋及び鉄骨に対するコンクリートのかぶり厚さ
		基礎伏図	管の接合方法、支枠及び支線の緊結 基礎の配置、構造方法及び寸法並びに材料の種別及び寸法
		敷地断面図及び基礎・地盤説明書	支持地盤の種別及び位置 基礎の底部又は基礎ぐいの先端の位置 基礎の底部に作用する荷重の数値及びその算出根拠
		伊田構造材料一覧表	構造耐力上主要な部分に用いる材料の種別

(い) 区分	(ろ) 図書の種類	(は) 審査に用いる事項	
法第88条に関する規定	使用構造材料一覧表	くいに用いるさび止め又は防錆措置	
		打撃、圧力又は振動により設けられる基礎ぐいの打撃力等に対する構造耐力上の安全性を確保するための措置	
		コンクリートの強度試験方法、調合及び養生方法 コンクリートの型枠の取外し時期及び方法	
	施工方法等計画書	その他の規定への適合説明書	令第38条3項、令第39条第2項、令第66条、第67条第2項、令第73条第2項の構造方法への適合性審査に必要な事項 令第38条第4項令、第69条の計算結果及びその算出方法
		付近見取図	地形の状況、地盤及び水位の状況
	配置図	鉄筋コンクリート造等の柱の位置、構造方法、寸法	
		鉄筋コンクリート造等の柱の各部の位置、構造方法並びに材料の種別及び寸法、平面形状	
	平面図又は横断面図	近接もしくは接合する建築物の位置、寸法、構造方法	
		構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別	
	側面図又は縦断面図	鉄筋コンクリート造等の柱の各部の高さ、構造方法並びに材料の種別及び寸法、立面形状	
		近接もしくは接合する建築物の位置、寸法、構造方法	
	構造詳細図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法並びに材料の種別及び寸法	
		構造耐力上主要な部分である接合部並びに継手及び仕口、溶接の構造方法	
	基礎伏図	鉄筋の配置、径、継手及び定着の方法	
		鉄筋及び鉄骨に対するコンクリートのかぶり厚さ	
	敷地断面図及び基礎・地盤説明書	基礎の配置、構造方法及び寸法並びに材料の種別及び寸法	
		支持地盤の種別及び位置	
	使用構造材料一覧表	基礎の底部又は基礎ぐいの先端の位置	
		基礎の底部に作用する荷重の数値及びその算出根拠	
	施工方法等計画書	構造耐力上主要な部分に用いる材料の種別	
		打撃、圧力又は振動により設けられる基礎ぐいの打撃力等に対する構造耐力上の安全性を確保するための措置	
	その他の規定への適合説明書	コンクリートの強度試験方法、調合及び養生方法 コンクリートの型枠の取外し時期及び方法	
		令第38条3項、令第39条第2項、令第47条、令第66条、第67条第2項、令第73条第2項の構造方法への適合性審査に必要な事項 令第38条第4項令、第69条の計算結果及びその算出方法	
	法第140条の規定	付近見取図	地形の状況、地盤及び水位の状況
		配置図	広告塔又は高架水槽等の位置、構造方法、寸法
		各階平面図又は横断面図	広告塔又は高架水槽等の各部の位置、構造方法並びに材料の種別及び寸法、平面形状
			近接もしくは接合する建築物の位置、寸法、構造方法
		側面図又は縦断面図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別
広告塔又は高架水槽等の各部の高さ、構造方法並びに材料の種別及び寸法、立面形状			
構造詳細図		近接もしくは接合する建築物の位置、寸法、構造方法	
		構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法並びに材料の種別及び寸法	
基礎伏図		構造耐力上主要な部分である接合部並びに継手及び仕口、溶接の構造方法	
		鉄筋の配置、径、継手及び定着の方法	
敷地断面図及び基礎・地盤説明書		鉄筋及び鉄骨に対するコンクリートのかぶり厚さ	
		基礎の配置、構造方法及び寸法並びに材料の種別及び寸法	
使用構造材料一覧表		支持地盤の種別及び位置	
		基礎の底部又は基礎ぐいの先端の位置	
施工方法等計画書		基礎の底部に作用する荷重の数値及びその算出根拠	
		構造耐力上主要な部分に用いる材料の種別	
その他の規定への適合説明書		打撃、圧力又は振動により設けられる基礎ぐいの打撃力等に対する構造耐力上の安全性を確保するための措置	
		コンクリートの強度試験方法、調合及び養生方法 コンクリートの型枠の取外し時期及び方法	
法第141条の規定		その他の規定への適合説明書	令第38条3項、令第39条第2項、令第47条、令第66条、第67条第2項、令第70条、令第73条第2項、令第79条第2項の構造方法への適合性審査に必要な事項 令第70条の大臣が定める場合に該当するかどうかの審査に必要な事項 令第38条第4項令、第69条、令第77条の2第1項ただし書の計算結果及びその算出方法
		付近見取図	地形の状況、地盤及び水位の状況
配置図		広告塔又は高架水槽等の位置、構造方法、寸法	
		がけ及び擁壁の位置、構造方法並びに材料の種別及び寸法、平面形状	
平面図又は横断面図		近接もしくは接合する建築物の位置、寸法、構造方法	
		構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別	
側面図又は縦断面図		擁壁の各部の高さ、構造方法並びに材料の種別及び寸法、立面形状	
		近接もしくは接合する建築物の位置、寸法、構造方法	

(い) 区分		(ろ) 図書の種類	(は) 審査に用いる事項
	<p>令第142条の規定</p> <p>遊戯施設</p>	<p>構造詳細図</p> <p>基礎伏図</p> <p>敷地断面図及び基礎・地盤説明書</p> <p>使用構造材料一覧表</p> <p>施工方法等計画書</p> <p>その他の規定への適合説明書</p> <p>配置図</p> <p>各階平面図又は横断面図</p> <p>側面図又は縦断面図</p> <p>遊戯施設の仕様書</p> <p>遊戯施設の構造詳細図</p> <p>遊戯施設の客席部分の構造詳細図</p> <p>遊戯施設強度検証法により検証した際の計算書</p> <p>遊戯施設の使用材料表</p>	<p>構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法並びに材料の種類及び寸法</p> <p>構造耐力上主要な部分である接合部並びに継手及び仕口、溶接の構造方法</p> <p>鉄筋の配置、径、継手及び定着の方法</p> <p>鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さ</p> <p>基礎の配置、構造方法及び寸法並びに材料の種類及び寸法</p> <p>支持地盤の種類及び位置</p> <p>基礎の底部又は基礎ぐいの先端の位置</p> <p>基礎の底部に作用する荷重の数値及びその算出根拠</p> <p>構造耐力上主要な部分に用いる材料の種類</p> <p>打撃、圧力又は振動により設けられる基礎ぐいの打撃力等に対する構造耐力上の安全性を確保するための措置</p> <p>コンクリートの強度試験方法、調査及び養生方法</p> <p>コンクリートの型枠の取外し時期及び方法</p> <p>令第38条3項、令第39条第2項の構造方法への適合性審査に必要な事項</p> <p>令第38条第4項、令第69条の計算結果及びその算出方法</p> <p>令第142条第1項第5号の国土交通大臣が定める基準への適合性審査に必要な事項</p> <p>敷地境界線、敷地内における遊戯施設の位置、申請に係る遊戯施設と他の遊戯施設の別、土地の高低、遊戯施設の各部分の高さ、並びに敷地に接する道路の位置及び幅員</p> <p>運転開始及び運転終了を知らせる装置の位置</p> <p>非常止め装置が作動した場合に、客席にいる人を安全に救出することができる位置へ客席部分へ移動するための手動運転装置又は客席にいる人を安全に救出することができる通路その他の施設の位置</p> <p>安全柵の位置及び構造並びに安全柵の出入口の戸の構造</p> <p>遊戯施設の運転室の位置</p> <p>遊戯施設の使用の制限に関する事項を掲示する位置</p> <p>遊戯施設の高さ</p> <p>遊戯施設の客席部分及び主要な支持部分の構造</p> <p>遊戯施設の客席部分の周囲の状況</p> <p>地盤面から客席部分までの高さ</p> <p>遊戯施設の種類</p> <p>客席部分の定常走行速度及び勾配若しくは平均勾配又は定常円周速度及び傾斜角度</p> <p>遊戯施設の使用の制限に関する事項</p> <p>遊戯施設の客席部分の数</p> <p>遊戯施設の客席部分及び主要な支持部分の構造</p> <p>遊戯施設の駆動装置の構造</p> <p>遊戯施設の乗降部分の構造又は乗降部分における客席部分に対する乗降部分の床に対する速度</p> <p>軌条又は索条を用いる場合は、これらの位置及び構造</p> <p>定員を明示した標識の位置</p> <p>遊戯施設の非常止め装置の位置</p> <p>遊戯施設の非常止め装置の構造</p> <p>客席部分にいる人が客席部分から落下し、又は飛び出すことを防止するために講じた措置</p> <p>固定荷重及び積載荷重によって主要な支持部分等に生ずる力</p> <p>主要な支持部分等の断面に生ずる常時及び安全措置作動時の各応力度</p> <p>主要な支持部分等の材料の破壊強度を安全率で除して求めた許容応力度</p> <p>独立して客席部分を支え、又は吊ることができる部分の材料の破断強度を限界安全率で除して求めた限界の許容応力度</p> <p>主索の規格及び直径並びに端部の緊結方法</p> <p>綱車又は巻胴の直径</p> <p>遊戯施設の客席部分及び主要な支持部分に用いる材料の種類及び寸法</p>
<p>消防法第9条の2</p>	<p>消防法第9条の2第1項に規定する住宅用防災機器</p>	<p>各階平面図</p>	<p>住宅用防災機器の位置及び種類</p>
<p>消防法第15条</p>	<p>映写室</p>	<p>各階平面図</p> <p>構造詳細図</p> <p>耐火性能等一覧表</p> <p>一面以上の断面図</p>	<p>映写室である旨を表示した標識及び防火に関し必要な事項を掲示した掲示板の位置</p> <p>映写室である旨を表示した標識及び防火に関し必要な事項を掲示した掲示板の構造</p> <p>映写室の寸法</p> <p>映写室の出入口の幅</p> <p>特定防火設備の位置</p> <p>映写機用排気筒及び室内換気筒の位置</p> <p>格納庫の位置</p> <p>消火設備の数</p> <p>映写室の壁、柱、床及び天井の断面の構造、材料の種類及び寸法</p> <p>映写室の壁、柱、床及び天井の耐火性能等の種別</p> <p>映写室の天井の高さ</p>

(い) 区分		(ろ) 図書の種類	(は) 審査に用いる事項
消防法第17条	消防用設備	一面以上の断面図	映写室の出入口の高さ
		確認申請書	建築物の用途
		各階平面図	消防用設備の位置
		消防用設備の構造詳細図	消防用設備の構造
屋外広告物法第3条		屋外広告物法第3条第1項、第2項又は第3項の条例で定められた制限に適合することの確認に必要な図書	当該条例で定められた制限に係る広告物の表示又は掲出物件の設置に関する事項
屋外広告物法第4条		屋外広告物法第4条の条例で定められた制限に適合することの確認に必要な図書	当該条例で定められた制限に係る広告物の表示又は掲出物件の設置に関する事項
屋外広告物法第5条		屋外広告物法第5条の条例で定められた制限に適合することの確認に必要な図書	当該条例で定められた制限に係る広告物の形状、面積、意匠その他表示の方法又は掲出物件の形状その他設置の方法に関する事項
港湾法第40条第1項		港湾法第40条第1項の条例で定められた制限に適合することの確認に必要な図書	当該条例で定められた制限に係る建築物その他の構築物に関する事項
駐車場法第20条		駐車場法第20条第1項又は第2項の条例で定められた制限に適合することの確認に必要な図書	当該条例で定められた制限に係る駐車施設に関する事項
宅地造成等規制法第8条第1項		施行規則第1条の3第14項に規定する書面	宅地造成等規制法第8条第1項の規定に適合していること
宅地造成等規制法第12条第1項		施行規則第1条の3第14項に規定する書面	宅地造成等規制法第12条第1項の規定に適合していること
流通業務市街地の整備に関する法律第5条第1項		施行規則第1条の3第14項に規定する書面	流通業務市街地の整備に関する法律第5条第1項の規定に適合していること
都市計画法第29条		施行規則第1条の3第11項、第12条又は第13条に規定する書面	都市計画法第29条の規定に適合していること
都市計画法第35条の2第1項		施行規則第1条の3第11項、第12条又は第13条に規定する書面	都市計画法第35条の2第1項の規定に適合していること
都市計画法第41条第2項		施行規則第1条の3第11項、第12条又は第13条に規定する書面	都市計画法第41条第2項の規定に適合していること
都市計画法第42条		施行規則第1条の3第11項、第12条又は第13条に規定する書面	都市計画法第42条の規定に適合していること
都市計画法第43条第1項		施行規則第1条の3第11項に規定する書面	都市計画法第43条第1項の規定に適合していること
都市計画法第53条第1項		都市計画法第53条第1項ただし書の許可を受けたことの確認に必要な図各階平面図	都市計画法第53条第1項の規定に適合していること
高圧ガス保安法第24条	家庭用設備	家庭用設備の構造詳細図	燃焼器に接続する配管の配置 閉止弁と燃焼器との間の配管の構造 硬質管以外の管と硬質管とを接続するときは、その部分の締付状況
		各階平面図	燃焼器の排気筒又は排気フードの位置 給気口その他給気上有効な開口部の位置及び構造 密閉燃焼式の燃焼器の給排気部の位置及び構造
ガス事業法第40条の4	消費機器	二面以上の断面図	燃焼器の排気筒の高さ 燃焼器の排気筒又は密閉燃焼式の燃焼器の給排気部が外壁を貫通する箇所の構造
		消費機器の仕様書	燃焼器の種類 燃焼器が密閉燃焼式のものである場合には、その旨 ガスの消費量 燃焼器出口の排気ガスの温度 特定地下街等又は特定地下室等に設置する燃焼器と接続するガス栓における過流出安全機構の有無 自動ガス遮断装置の有無 ガス漏れ警報装置の有無
		消費機器の構造詳細図	燃焼器の排気筒の構造及び取付状況 燃焼器の排気筒を構成する各部の接続部並びに排気筒及び排気扇の接続部の取付状況 燃焼器と直接接続する排気扇と燃焼器との取付状況 密閉燃焼式の燃焼器の給排気部（排気に係るものに限る。）を構成する各部の接続部並びに給排気部及び燃焼器のケーシングの接続部の取付状況 燃焼器の排気筒に接続する排気扇が停止した場合に燃焼器へのガスの供給を自動的に遮断する装置の位置 特定地下街等又は特定地下室等に設置する燃焼器とガス栓との接続状況
		消費機器の使用材料表	燃焼器の排気筒に用いる材料の種類別 燃焼器の排気筒に接続する排気扇に用いる材料の種類別 密閉燃焼式の燃焼器の給排気部（排気に係るものに限る。）に用いる材料の種類別
水道法第16条	給水装置	給水装置の構造詳細図 給水装置の使用材料表	給水装置の構造 給水装置の材質
下水道法第10条第1項	排水設備	配置図 排水設備の構造詳細図	排水設備の位置 排水設備の構造
下水道法第30条第1項	排水設備	確認申請書	建築物の用途
		配置図 排水設備の構造詳細図	排水設備の位置 排水設備の構造
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する	供給設備	配置図	貯蔵設備及び貯槽並びに第一種保安物及び第二種保安物の位置 供給管の配置
		供給設備の仕様書	貯蔵設備の貯蔵能力 貯蔵設備、気化装置及び調整器が供給しうる液化石油ガスの数 一般消費者等の液化石油ガスの最大消費数量

(い) 区分		(ろ) 図書の種類	(は) 審査に用いる事項
法律第38条の2		供給設備の構造詳細図	貯蔵設備の構造 バルブ、集合装置、気化装置、供給管及びガス栓の構造
	消費設備	供給設備の使用材料表 消費設備の構造詳細図	貯蔵設備に用いる材料の種別 消費設備の構造
浄化槽法第3条の2第1項	浄化槽	確認申請書 配置図	下水道処理区域の内外の別 浄化槽からの放流水の放流先又は放流方法
特定都市河川浸水被害対策法第8条	排水設備	排水設備の構造詳細図	排水設備（雨水を排除するためのものに限る。）の構造
特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法第5条第1項		確認申請書	建築物の用途
		構造詳細図	窓及び出入口の構造 排気口、給気口、排気筒及び給気筒の構造
特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法第5条第2項及び第3項		確認申請書	その他の区域、地域、地区又は街区 主要用途
		特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法第5条第2項ただし書の許可を受けたことの確認に必要な図書	特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法第5条第2項の規定に適合していること
自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律第5条第4項		自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律第5条第4項の条例で定められた制限に適合することの確認に必要な図書	当該条例で定められた制限に係る駐車施設に関する事項
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条		確認申請書	建築物の用途
		各階平面図	階段、踊り場、手すり等及び階段に代わる傾斜路の位置 階段、踊り場、手すり等及び階段に代わる傾斜路の構造 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第14条に規定する便所の位置 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第14条に規定する便所の構造 ホテル又は旅館の客室の数 車いす使用者用客室の位置 車いす使用者用客室の便所の構造 車いす使用者用客室の浴室等の構造 移動等円滑化経路の位置 移動等円滑化経路を構成する出入口の構造 移動等円滑化経路を構成する廊下等の構造 移動等円滑化経路を構成する傾斜路の構造 移動等円滑化経路を構成するエレベーター及びその乗降ロビーの構造 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第18条第2項第6号に規定する標識の位置 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第19条に規定する標識の位置 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第20条第1項に規定する案内板その他の設備の位置 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第20条第2項に規定する設備の位置 案内所の位置 視覚障害者移動等円滑化経路の位置
		配置図	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第16条に規定する敷地内の通路の構造 車いす使用者用駐車施設の位置及び寸法 移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の構造
都市緑地法第35条		施行規則第1条の3第15項に規定する書面	都市緑地法第35条の規定に適合していること
都市緑地法第36条		施行規則第1条の3第15項に規定する書面	都市緑地法第36条の規定に適合していること
都市緑地法第39条第1項		施行規則第1条の3第16項に規定する書面	当該条例で定められた制限に係る建築物の緑化率に関する事項

別表二（構造計算関係）

(い) 区分	(ろ) 図書の種類	(は) 審査すべき事項	(に) 判定すべき事項
令第36条の2の規定	法第20条第2号に規定する建築物に該当しない旨の説明書	法第20条第2号に規定する建築物に該当しない旨の判断結果及びその根拠が明記されており、それが建築基準法令の規定に適合していること。	-
令第82条各号の規定	各階平面図、二面以上の立面図、二面以上の断面図、基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図、軸組図及び構造詳細図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、形状、寸法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法が明記されており、それらが記載された図書相互において整合していること。 構造計算においてその影響を考慮した非構造部材の位置、形状、寸法及び材料の種別が明記されており、それらが記載された図書相互において整合していること。	-
	部材断面表	構造耐力上主要な部分である部材の断面の形状、寸法及び鉄筋の配置が明記されていること。	-
	使用構造材料一覧表	構造耐力上主要な部分である部材に使用されるすべての材料の種別（規格がある場合にあっては当該規格）及び使用部位が明記されており、それらが記載された構造詳細図その他の図書と整合していること。	-
		使用材料の許容応力度及び材料強度の数値並びにそれらの算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。	-
		法第37条の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けた建築材料である場合は、その使用位置、形状、寸法及び構造計算において採用した許容応力度及び材料強度の数値が明記されており、当該認定において指定された条件に適合していること。	-
	敷地断面図及び基礎・地盤説明書	地盤調査方法及びその結果が明記されていること。	-
		地層構成、支持地盤及び建築物（地下部分を含む。）の位置が明記されていること。	-
		地下水位が明記されていること。ただし、地階を有しない建築物に直接基礎を用いた場合にあっては、この限りでない。	-
	特殊な構造方法等説明書	基礎の工法（地盤改良を含む。）の種別、位置、形状、寸法及び材料の種別が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。	-
		地盤の許容応力度及び基礎の許容支持力の数値並びにそれらの算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。	-
特殊な構造方法等説明書	法第68条の26の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けた構造方法等その他特殊は構造方法等が使用されている場合は、その使用条件が適切であること。	法第68条の26の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けた構造方法等その他特殊は構造方法等が使用されている場合は、その使用条件が適切であること。	
略伏図	特別な調査又は研究の結果に基づき構造計算が行われている場合は、その取扱いが建築基準法令の規定に適合していること。 構造耐力上主要な部分である部材の種別、配置及び寸法、開口部の位置その他の構造計算において採用した設定値が基礎伏図、床伏図又は小屋伏図と整合していること。	特別な調査又は研究の結果に基づき構造計算が行われている場合は、その取扱いが建築基準法令の規定に適合していること。 構造耐力上主要な部分である部材の種別、配置及び寸法、開口部の位置その他の構造計算において採用した設定値が基礎伏図、床伏図又は小屋伏図と整合していること。	
略軸組図	構造耐力上主要な部分である部材の種別、配置及び寸法、開口部の位置その他の構造計算において採用した設定値が軸組図と整合していること。	構造耐力上主要な部分である部材の種別、配置及び寸法、開口部の位置その他の構造計算において採用した設定値が軸組図と整合していること。	
地盤モデル図	構造計算において採用した支持層の位置、層の構成及び地盤調査の結果により設定した地盤の特性値が敷地断面図と整合していること。	構造計算において採用した支持層の位置、層の構成及び地盤調査の結果により設定した地盤の特性値が敷地断面図と整合していること。	
荷重・外力計算書	固定荷重、積載荷重、積雪荷重、風圧力、地震力その他の荷重及び外力の数値並びにそれらの算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。	固定荷重、積載荷重、積雪荷重、風圧力、地震力その他の荷重及び外力の数値並びにそれらの算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。	
応力計算書（応力図及び支点反力図）	構造耐力上主要な部分である部材に生ずる力の数値及びその算出方法が明記されており、それらが適切であること。 非構造部材の影響の取扱いが明記されており、それらが適切であること。	構造耐力上主要な部分である部材に生ずる力の数値及びその算出方法が明記されており、それらが適切であること。 非構造部材の影響の取扱いが明記されており、それらが適切であること。	
断面計算書	断面計算書に記載されている応力と応力計算書に記載されている数値とが整合していること。 応力度が材料の許容応力度を超えていないこと。 断面計算書に記載されている構造耐力上主要な部分である部材の断面の形状、寸法及び鉄筋の配置と部材断面表の内容とが整合していること。	断面計算書に記載されている応力と応力計算書に記載されている数値とが整合していること。 応力度が材料の許容応力度を超えていないこと。 -	
基礎ぐい等計算書	基礎ぐい、床版、小はりその他の構造耐力上主要な部分である部材についての構造計算が建築基準法令の規定に適合していること。 基礎ぐい、床版、小はりその他の構造耐力上主要な部分である部材に生ずる力が応力計算書において適切に反映されていること。	基礎ぐい、床版、小はりその他の構造耐力上主要な部分である部材についての構造計算が建築基準法令の規定に適合していること。 基礎ぐい、床版、小はりその他の構造耐力上主要な部分である部材に生ずる力が応力計算書において適切に反映されていること。	
使用上の支障に関する計算書	はり又は床版に生ずるたわみが令第82条第4号の規定に適合していること。	-	
層間変形角計算書	層間変位の計算に用いる地震力と荷重・外力計算書で算出した地震力とが整合していること。 地震力によって各階に生ずる水平方向の層間変位の算出方法が明記されており、それらが適切であること。	層間変位の計算に用いる地震力と荷重・外力計算書で算出した地震力とが整合していること。 地震力によって各階に生ずる水平方向の層間変位の算出方法が明記されており、それらが適切であること。	

保有水平耐力計算

(い) 区分	(ろ) 図書の種類	(は) 審査すべき事項	(に) 判定すべき事項
令第82条の2の規定		各階・各方向の層間変形角の算出方法が明記されており、それらが適切であること。	各階・各方向の層間変形角の算出方法が明記されており、それらが適切であること。
	層間変形角計算結果一覧表	層間変形角が1/200以内であること。ただし、層間変形角が1/200を超え1/120以内である場合は、損傷が生ずるおそれのないことについての検証内容が適切であること。	層間変形角が1/200以内であること。ただし、層間変形角が1/200を超え1/120以内である場合は、損傷が生ずるおそれのないことについての検証内容が適切であること。
令第82条の3の規定	保有水平耐力計算書	保有水平耐力計算に用いる地震力と荷重・外力計算書で算出した地震力とが整合していること。構造耐力上主要な部分である柱、はり若しくは壁又はこれらの接合部について、局部座屈、せん断破壊等による構造耐力上支障のある急激な耐力の低下が生ずるおそれのないことについての検証内容が適切であること。	保有水平耐力計算に用いる地震力と荷重・外力計算書で算出した地震力とが整合していること。構造耐力上主要な部分である柱、はり若しくは壁又はこれらの接合部について、局部座屈、せん断破壊等による構造耐力上支障のある急激な耐力の低下が生ずるおそれのないことについての検証内容が適切であること。
		各階・各方向の保有水平耐力の算出方法が明記されており、それらが適切であること。	各階・各方向の保有水平耐力の算出方法が明記されており、それらが適切であること。
	保有水平耐力計算結果一覧表	各階の構造特性係数Dsの算出方法が明記されており、それらが適切であること。	各階の構造特性係数Dsの算出方法が明記されており、それらが適切であること。
		各階の形状特性係数Fesの算出方法が明記されており、それらが適切であること。	各階の形状特性係数Fesの算出方法が明記されており、それらが適切であること。
		各階・各方向の必要保有水平耐力の算出方法が明記されており、それらが適切であること。	各階・各方向の必要保有水平耐力の算出方法が明記されており、それらが適切であること。
		各階の保有水平耐力を増分解析により計算する場合における外力分布が明記されており、それらが適切であること。	各階の保有水平耐力を増分解析により計算する場合における外力分布が明記されており、それらが適切であること。
	各階の架構に生ずる崩壊形が明記されており、それらが適切であること。	各階の架構に生ずる崩壊形が明記されており、それらが適切であること。	
	保有水平耐力、構造特性係数Ds、形状特性係数Fes及び必要保有水平耐力の数値が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。	保有水平耐力、構造特性係数Ds、形状特性係数Fes及び必要保有水平耐力の数値が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。	
	保有水平耐力が必要保有水平耐力以上であること。	保有水平耐力が必要保有水平耐力以上であること。	
令第82条の4の規定	各階平面図、二以上の立面図、二以上の断面図、小屋伏	屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の位置、形状及び寸法が明記されていること。	-
		屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁に使用されるすべての材料の種別（規格がある場合にあっては当該規格）及び使用部位が明記されており、それらが記載された構造詳細図その他の図書と整合していること。	-
	使用構造材料一覧表	使用材料の許容応力度及び材料強度の数値並びにそれらの算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。	-
		法第37条の規定に基づき国土交通大臣の認定を受けた建築材料である場合は、その使用位置、形状、寸法及び構造計算において採用した許容応力度及び材料強度の数値が明記されており、当該認定において指定された条件に適合していること。	-
	荷重・外力計算書	風圧力の数値及びその算出方法が明記されており、それが建築基準法令の規定に適合していること。	風圧力の数値及びその算出方法が明記されており、それが建築基準法令の規定に適合していること。
	応力計算書	屋根ふき材及び屋外に面する帳壁に生ずる力の数値及びその算出方法が明記されており、それらが適切であること。	屋根ふき材及び屋外に面する帳壁に生ずる力の数値及びその算出方法が明記されており、それらが適切であること。
屋根ふき材等計算書	屋根ふき材及び屋外に面する帳壁が令第82条の4の規定に適合していること。	屋根ふき材及び屋外に面する帳壁が令第82条の4の規定に適合していること。	
	各階平面図、二面以上の立面図、二面以上の断面図、基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図、軸組図及び構造詳細図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、形状、寸法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法が明記されており、それらが記載された図書相互において整合していること。	-
		構造計算においてその影響を考慮した非構造部材の位置、形状、寸法及び材料の種別が明記されており、それらが記載された図書相互において整合していること。	-
	部材断面表	構造耐力上主要な部分である部材の断面の形状、寸法及び鉄筋の配置が明記されていること。	-
	使用構造材料一覧表	構造耐力上主要な部分である部材に使用されるすべての材料の種別（規格がある場合にあっては当該規格）及び使用部位が明記されており、それらが記載された構造詳細図その他の図書と整合していること。	-
		使用材料の許容応力度及び材料強度の数値並びにそれらの算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。	-
		法第37条の規定に基づき国土交通大臣の認定を受けた建築材料である場合は、その使用位置、形状、寸法及び構造計算において採用した許容応力度及び材料強度の数値が明記されており、当該認定において指定された条件に適合していること。	-
		地盤調査方法及びその結果が明記されていること。	-
	敷地断面図及び基礎・地盤説明書	地層構成、支持地盤及び建築物（地下部分を含む。）の位置が明記されていること。	-
		地下水位が明記されていること。ただし、地階を有しない建築物に直接基礎を用いた場合にあっては、この限りでない。	-



(い) 区分	(ろ) 図書の種類	(は) 審査すべき事項	(に) 判定すべき事項
境界耐力計算 令第82条の5の規定		基礎の工法（地盤改良を含む。）の種別、位置、形状、寸法及び材料の種別が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。	—
		地盤の許容応力度及び基礎の許容支持力の数値並びにそれらの算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。	—
	特殊な構造方法等説明書	法第68条の26の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けた構造方法等その他特殊は構造方法等が使用されている場合は、その使用条件が適切であること。	法第68条の26の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けた構造方法等その他特殊は構造方法等が使用されている場合は、その使用条件が適切であること。
		特別な調査又は研究の結果に基づき構造計算が行われている場合は、その取扱いが建築基準法令の規定に適合していること。	特別な調査又は研究の結果に基づき構造計算が行われている場合は、その取扱いが建築基準法令の規定に適合していること。
	略伏図	構造耐力上主要な部分である部材の種別、配置及び寸法、開口部の位置その他の構造計算において採用した設定値が基礎伏図、床伏図又は小屋伏図と整合していること。	構造耐力上主要な部分である部材の種別、配置及び寸法、開口部の位置その他の構造計算において採用した設定値が基礎伏図、床伏図又は小屋伏図と整合していること。
	略軸組図	構造耐力上主要な部分である部材の種別、配置及び寸法、開口部の位置その他の構造計算において採用した設定値が軸組図と整合していること。	構造耐力上主要な部分である部材の種別、配置及び寸法、開口部の位置その他の構造計算において採用した設定値が軸組図と整合していること。
	地盤モデル図	構造計算において採用した支持層の位置、層の構成及び地盤調査の結果により設定した地盤の特性値が敷地断面図と整合していること。	構造計算において採用した支持層の位置、層の構成及び地盤調査の結果により設定した地盤の特性値が敷地断面図と整合していること。
	荷重・外力計算書	固定荷重、積載荷重、積雪荷重、風圧力、地震力その他の荷重及び外力の数値並びにそれらの算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。	固定荷重、積載荷重、積雪荷重、風圧力、地震力その他の荷重及び外力の数値並びにそれらの算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。
	応力計算書（応力図及び支点反力図）（地下部分の計算を含む。）	構造耐力上主要な部分である部材に生ずる力の数値及びその算出方法が明記されており、それらが適切であること。	構造耐力上主要な部分である部材に生ずる力の数値及びその算出方法が明記されており、それらが適切であること。
		非構造部材の影響の取扱いが明記されており、それらが適切であること。	非構造部材の影響の取扱いが明記されており、それらが適切であること。
	断面計算書（地下部分の計算を含む。）	断面計算書に記載されている応力と応力計算書に記載されている数値とが整合していること。	断面計算書に記載されている応力と応力計算書に記載されている数値とが整合していること。
		応力度が材料の許容応力度を超えていないこと。	応力度が材料の許容応力度を超えていないこと。
		断面計算書に記載されている構造耐力上主要な部分である部材の断面の形状、寸法及び鉄筋の配置と部材断面表の内容とが整合していること。	—
	積雪・暴風時耐力計算書	構造耐力上主要な部分である部材に生ずる力の数値及びその算出方法が明記されており、それらが適切であること。	構造耐力上主要な部分である部材に生ずる力の数値及びその算出方法が明記されており、それらが適切であること。
		構造耐力上主要な部分である部材の耐力の数値及びその算出方法が明記されており、それらが適切であること。	構造耐力上主要な部分である部材の耐力の数値及びその算出方法が明記されており、それらが適切であること。
積雪・暴風時耐力計算結果一覧表	構造耐力上主要な部分である部材に生ずる力が耐力を超えていないこと。	構造耐力上主要な部分である部材に生ずる力が耐力を超えていないこと。	
	各階・各方向の損傷限界変位の数値及びその算出方法が明記されており、それらが適切であること。	各階・各方向の損傷限界変位の数値及びその算出方法が明記されており、それらが適切であること。	
	建築物の損傷限界固有周期の数値及びその算出方法が明記されており、それらが適切であること。	建築物の損傷限界固有周期の数値及びその算出方法が明記されており、それらが適切であること。	
	建築物の損傷限界固有周期に応じて求めた地震時に作用する地震力の数値及びその算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。	建築物の損傷限界固有周期に応じて求めた地震時に作用する地震力の数値及びその算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。	
損傷限界に関する計算書	地震時に各階に生ずる層間変位の数値及びその算出方法が明記されており、それらが適切であること。	地震時に各階に生ずる層間変位の数値及びその算出方法が明記されており、それらが適切であること。	
	表層地盤による加速度の増幅率Gsの数値及びその算出方法が明記されており、それらが適切であること。	表層地盤による加速度の増幅率Gsの数値及びその算出方法が明記されており、それらが適切であること。	
	各階・各方向の損傷限界耐力の数値及びその算出方法が明記されており、それらが適切であること。	各階・各方向の損傷限界耐力の数値及びその算出方法が明記されており、それらが適切であること。	
	各階の損傷限界変位の当該各階の高さに対する割合及びその算出方法が明記されており、それらが適切であること。	各階の損傷限界変位の当該各階の高さに対する割合の数値及びその算出方法が明記されており、それらが適切であること。	
損傷限界に関する計算結果一覧表	令第82条の5第3号ハに規定する地震力が損傷限界耐力を超えていないこと。	令第82条の5第3号ハに規定する地震力が損傷限界耐力を超えていないこと。	
	損傷限界変位の当該各階の高さに対する割合が1/200以内であること。ただし、当該割合が1/200を超え1/120以内である場合は、損傷が生ずるおそれのないことについての検証内容が適切であること。	損傷限界変位の当該各階の高さに対する割合が1/200以内であること。ただし、当該割合が1/200を超え1/120以内である場合は、損傷が生ずるおそれのないことについての検証内容が適切であること。	
	各階・各方向の安全限界変位の数値及びその算出方法が明記されており、それらが適切であること。	各階・各方向の安全限界変位の数値及びその算出方法が明記されており、それらが適切であること。	
	建築物の安全限界固有周期の数値及びその算出方法が明記されており、それらが適切であること。	建築物の安全限界固有周期の数値及びその算出方法が明記されており、それらが適切であること。	
安全限界に関する計算書	建築物の安全限界固有周期に応じて求めた地震時に作用する地震力の数値及びその算出方法が明記されており、それらが適切であること。	建築物の安全限界固有周期に応じて求めた地震時に作用する地震力の数値及びその算出方法が明記されており、それらが適切であること。	
	各階の安全限界変位の当該各階の高さに対する割合及びその算出方法が明記されており、それらが適切であること。	各階の安全限界変位の当該各階の高さに対する割合の数値及びその算出方法が明記されており、それらが適切であること。	
	表層地盤による加速度の増幅率Gsの数値を略算法で算出する場合は、当該数値及びその算出方法が明記されており、それらが適切であること。	表層地盤による加速度の増幅率Gsの数値を略算法で算出する場合は、当該数値及びその算出方法が明記されており、それらが適切であること。	

(い) 区分	(ろ) 図書の種類	(は) 審査すべき事項	(に) 判定すべき事項	
	安全限界に関する計算結果一覧表	各階・各方向の保有水平耐力の数値及びその算出方法が明記されており、それらが適切であること。	各階・各方向の保有水平耐力の数値及びその算出方法が明記されており、それらが適切であること。	
		各階の安全限界変位の当該各階の高さに対する割合が1/75以内（木造である階にあっては1/30以内）であることその他建築基準法令の規定に適合していること。ただし、当該規定に適合しない場合にあっては、建築物の各階が荷重及び外力に耐えることができることについての検証内容が適切であること。	各階の安全限界変位の当該各階の高さに対する割合が1/75以内（木造である階にあっては1/30以内）であることその他建築基準法令の規定に適合していること。ただし、当該規定に適合しない場合にあっては、建築物の各階が荷重及び外力に耐えることができることについての検証内容が適切であること。	
		表層地盤による加速度の増幅率Gsの数値を精算法で算出する場合にあっては、工学的基盤の条件が建築基準法令の規定に適合していること。	表層地盤による加速度の増幅率Gsの数値を精算法で算出する場合にあっては、工学的基盤の条件が建築基準法令の規定に適合していること。	
		令第82条の5第5号ハに規定する地震力が保有水平耐力を超えていないこと。	令第82条の5第5号ハに規定する地震力が保有水平耐力を超えていないこと。	
		基礎ぐい、床版、小ばりその他の構造耐力上主要な部分である部材についての構造計算が建築基準法令の規定に適合していること。	基礎ぐい、床版、小ばりその他の構造耐力上主要な部分である部材についての構造計算が建築基準法令の規定に適合していること。	
		基礎ぐい、床版、小ばりその他の構造耐力上主要な部分である部材に生ずる力が応力計算書において適切に反映されていること。	基礎ぐい、床版、小ばりその他の構造耐力上主要な部分である部材に生ずる力が応力計算書において適切に反映されていること。	
		使用上の支障に関する計算書	はり又は床版に生ずるたわみが令第82条第4号の規定に適合していること。	—
		屋根ふき材等計算書	屋根ふき材及び屋外に面する帳壁が令第82条の5第7号の規定に適合していること。	屋根ふき材及び屋外に面する帳壁が令第82条の5第7号の規定に適合していること。
		土砂災害特別警戒区域内破壊防止計算書	居室を有する建築物の外壁等が令第82条の5第8号の規定に適合していること。	居室を有する建築物の外壁等が令第82条の5第8号の規定に適合していること。
		許容	令第82条各号の規定	各階平面図、二面以上の立面図、二面以上の断面図、基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図、軸組図及び構造詳細図
部材断面表	構造耐力上主要な部分である部材の断面の形状、寸法及び鉄筋の配置が明記されていること。			—
使用構造材料一覧表	構造耐力上主要な部分である部材に使用されるすべての材料の種別（規格がある場合にあっては当該規格）及び使用部位が明記されており、それらが記載された構造詳細図その他の図書と整合していること。			—
	使用材料の許容応力度及び材料強度の数値並びにそれらの算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。			—
	令第37条の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けた建築材料である場合は、その使用位置、形状、寸法及び構造計算において採用した許容応力度及び材料強度の数値が明記されており、当該認定において指定された条件に適合していること。			—
敷地断面図及び基礎・地盤説明書	地盤調査方法及びその結果が明記されていること。			—
	地層構成、支持地盤及び建築物（地下部分を含む。）の位置が明記されていること。			—
	地下水位が明記されていること。ただし、地階を有しない建築物に直接基礎を用いた場合にあっては、この限りでない。			—
	基礎の工法（地盤改良を含む。）の種別、位置、形状、寸法及び材料の種別が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。			—
特殊な構造方法等説明書	地盤の許容応力度及び基礎の許容支持力の数値並びにそれらの算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。			—
	令第68条の26の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けた構造方法等その他特殊は構造方法等が使用されている場合は、その使用条件が適切であること。	令第68条の26の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けた構造方法等その他特殊は構造方法等が使用されている場合は、その使用条件が適切であること。		
特別な調査又は研究の結果に基づき構造計算が行われている場合は、その取扱いが建築基準法令の規定に適合していること。	特別な調査又は研究の結果に基づき構造計算が行われている場合は、その取扱いが建築基準法令の規定に適合していること。	—		
略伏図	構造耐力上主要な部分である部材の種別、配置及び寸法、開口部の位置その他の構造計算において採用した設定値が基礎伏図、床伏図又は小屋伏図と整合していること。	構造耐力上主要な部分である部材の種別、配置及び寸法、開口部の位置その他の構造計算において採用した設定値が基礎伏図、床伏図又は小屋伏図と整合していること。		
略軸組図	構造耐力上主要な部分である部材の種別、配置及び寸法、開口部の位置その他の構造計算において採用した設定値が軸組図と整合していること。	構造耐力上主要な部分である部材の種別、配置及び寸法、開口部の位置その他の構造計算において採用した設定値が軸組図と整合していること。		
地盤モデル図	構造計算において採用した支持層の位置、層の構成及び地盤調査の結果により設定した地盤の特性値が敷地断面図と整合していること。	構造計算において採用した支持層の位置、層の構成及び地盤調査の結果により設定した地盤の特性値が敷地断面図と整合していること。		
荷重・外力計算書	固定荷重、積載荷重、積雪荷重、風圧力、地震力その他の荷重及び外力の数値並びにそれらの算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。	固定荷重、積載荷重、積雪荷重、風圧力、地震力その他の荷重及び外力の数値並びにそれらの算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。		
応力計算書（応力図及び支点反力図）	構造耐力上主要な部分である部材に生ずる力の数値及びその算出方法が明記されており、それらが適切であること。	構造耐力上主要な部分である部材に生ずる力の数値及びその算出方法が明記されており、それらが適切であること。		

(い) 区分	(ろ) 図書の種類	(は) 審査すべき事項	(に) 判定すべき事項	
応力度等計算	断面計算書	非構造部材の影響の取扱いが明記されており、それらが適切であること。	非構造部材の影響の取扱いが明記されており、それらが適切であること。	
		断面計算書に記載されている応力と応力計算書に記載されている数値とが整合していること。	断面計算書に記載されている応力と応力計算書に記載されている数値とが整合していること。	
		応力度が材料の許容応力度を超えていないこと。	応力度が材料の許容応力度を超えていないこと。	
		断面計算書に記載されている構造耐力上主要な部分である部材の断面の形状、寸法及び鉄筋の配置と部材断面表の内容とが整合していること。	—	
	基礎ぐい等計算書	基礎ぐい、床版、小ばりその他の構造耐力上主要な部分である部材についての構造計算が建築基準法令の規定に適合していること。	基礎ぐい、床版、小ばりその他の構造耐力上主要な部分である部材についての構造計算が建築基準法令の規定に適合していること。	
		基礎ぐい、床版、小ばりその他の構造耐力上主要な部分である部材に生ずる力が応力計算書において適切に反映されていること。	基礎ぐい、床版、小ばりその他の構造耐力上主要な部分である部材に生ずる力が応力計算書において適切に反映されていること。	
	使用上の支障に関する計算書	はり又は床版に生ずるたわみが令第82条第4号の規定に適合していること。	—	
	令第82条の2の規定	層間変形角計算書	層間変位の計算に用いる地震力と荷重・外力計算書で算出した地震力とが整合していること。 地震力によって各階に生ずる水平方向の層間変位の算出方法が明記されており、それらが適切であること。	層間変位の計算に用いる地震力と荷重・外力計算書で算出した地震力とが整合していること。 地震力によって各階に生ずる水平方向の層間変位の算出方法が明記されており、それらが適切であること。
		層間変形角計算結果一覧表	各階・各方向の層間変形角の算出方法が明記されており、それらが適切であること。	各階・各方向の層間変形角の算出方法が明記されており、それらが適切であること。
	令第82条の4の規定	各階平面図、二以上の立面図、二以上の断面図及び小屋	屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の位置、形状及び寸法が明記されていること。	—
屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁に使用されるすべての材料の種別（規格がある場合にあっては当該規格）及び使用部位が明記されており、それらが記載された構造詳細図その他の図書と整合していること。			—	
使用構造材料一覧表		使用材料の許容応力度及び材料強度の数値並びにそれらの算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。	—	
		令第37条の規定に基づき国土交通大臣の認定を受けた建築材料である場合は、その使用位置、形状、寸法及び構造計算において採用した許容応力度及び材料強度の数値が明記されており、当該認定において指定された条件に適合していること。	—	
荷重・外力計算書		風圧力の数値及びその算出方法が明記されており、それが建築基準法令の規定に適合していること。	風圧力の数値及びその算出方法が明記されており、それが建築基準法令の規定に適合していること。	
応力計算書		屋根ふき材及び屋外に面する帳壁に生ずる力の数値及びその算出方法が明記されており、それらが適切であること。	屋根ふき材及び屋外に面する帳壁に生ずる力の数値及びその算出方法が明記されており、それらが適切であること。	
屋根ふき材等計算書		屋根ふき材及び屋外に面する帳壁が令第82条の4の規定に適合していること。	屋根ふき材及び屋外に面する帳壁が令第82条の4の規定に適合していること。	
令第82条の6の規定	剛性率・偏心率等計算書	各階・各方向の剛性率を計算する場合における層間変形角の算定に用いる層間変位の算出方法が明記されており、それらが適切であること。	各階・各方向の剛性率を計算する場合における層間変形角の算定に用いる層間変位の算出方法が明記されており、それらが適切であること。	
		各階・各方向の剛性率の算出方法が明記されており、それらが適切であること。	各階・各方向の剛性率の算出方法が明記されており、それらが適切であること。	
	各階の剛心周りのねじり剛性の算出方法が明記されており、それらが適切であること。	各階の剛心周りのねじり剛性の算出方法が明記されており、それらが適切であること。		
剛性率・偏心率等計算結果一覧表	各階・各方向の偏心率の算出方法が明記されており、それらが適切であること。 令第82条の6第3号の規定に基づき国土交通大臣が定める基準による計算の根拠が明記されており、それらが適切であること。	各階・各方向の偏心率の算出方法が明記されており、それらが適切であること。 令第82条の6第3号の規定に基づき国土交通大臣が定める基準による計算の根拠が明記されており、それらが適切であること。		
	各階平面図、二面以上の立面図、二面以上の断面図、基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図、軸組図及び構造詳細図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、形状、寸法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法が明記されており、それらが記載された図書相互において整合していること。	—	
		構造計算においてその影響を考慮した非構造部材の位置、形状、寸法及び材料の種別が明記されており、それらが記載された図書相互において整合していること。	—	
	部材断面表	構造耐力上主要な部分である部材の断面の形状、寸法及び鉄筋の配置が明記されていること。	—	
	使用構造材料一覧表	構造耐力上主要な部分である部材に使用されるすべての材料の種別（規格がある場合にあっては当該規格）及び使用部位が明記されており、それらが記載された構造詳細図その他の図書と整合していること。 使用材料の許容応力度及び材料強度の数値並びにそれらの算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。	—	

(い) 区分	(ろ) 図書の種類	(は) 審査すべき事項	(に) 判定すべき事項
令第82条各号及び令第82条の4に定めるところによる構造計算	令第82条各号の規定	法第37条の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けた建築材料である場合は、その使用位置、形状、寸法及び構造計算において採用した許容応力度及び材料強度の数値が明記されており、当該認定において指定された条件に適合していること。	-
		地盤調査方法及びその結果が明記されていること。	-
		地層構成、支持地盤及び建築物（地下部分を含む。）の位置が明記されていること。	-
		地下水位が明記されていること。ただし、地階を有しない建築物に直接基礎を用いた場合にあつては、この限りでない。	-
		基礎の工法（地盤改良を含む。）の種別、位置、形状、寸法及び材料の種別が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。	-
		地盤の許容応力度及び基礎の許容支持力の数値並びにそれらの算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。	-
		法第68条の26の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けた構造方法等その他特殊は構造方法等が使用されている場合は、その使用条件が適切であること。	法第68条の26の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けた構造方法等その他特殊は構造方法等が使用されている場合は、その使用条件が適切であること。
		特別な調査又は研究の結果に基づき構造計算が行われている場合は、その取扱いが建築基準法令の規定に適合していること。	特別な調査又は研究の結果に基づき構造計算が行われている場合は、その取扱いが建築基準法令の規定に適合していること。
		構造耐力上主要な部分である部材の種別、配置及び寸法、開口部の位置その他の構造計算において採用した設定値が基礎伏図、床伏図又は小屋伏図と整合していること。	構造耐力上主要な部分である部材の種別、配置及び寸法、開口部の位置その他の構造計算において採用した設定値が基礎伏図、床伏図又は小屋伏図と整合していること。
		構造耐力上主要な部分である部材の種別、配置及び寸法、開口部の位置その他の構造計算において採用した設定値が軸組図と整合していること。	構造耐力上主要な部分である部材の種別、配置及び寸法、開口部の位置その他の構造計算において採用した設定値が軸組図と整合していること。
		構造計算において採用した支持層の位置、層の構成及び地盤調査の結果により設定した地盤の特性値が敷地断面図と整合していること。	構造計算において採用した支持層の位置、層の構成及び地盤調査の結果により設定した地盤の特性値が敷地断面図と整合していること。
		固定荷重、積載荷重、積雪荷重、風圧力、地震力その他の荷重及び外力の数値並びにそれらの算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。	固定荷重、積載荷重、積雪荷重、風圧力、地震力その他の荷重及び外力の数値並びにそれらの算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。
		構造耐力上主要な部分である部材に生ずる力の数値及びその算出方法が明記されており、それらが適切であること。	構造耐力上主要な部分である部材に生ずる力の数値及びその算出方法が明記されており、それらが適切であること。
		非構造部材の影響の取扱いが明記されており、それらが適切であること。	非構造部材の影響の取扱いが明記されており、それらが適切であること。
断面計算書に記載されている応力と応力計算書に記載されている数値とが整合していること。	断面計算書に記載されている応力と応力計算書に記載されている数値とが整合していること。		
応力度が材料の許容応力度を超えていないこと。	応力度が材料の許容応力度を超えていないこと。		
断面計算書に記載されている構造耐力上主要な部分である部材の断面の形状、寸法及び鉄筋の配置と部材断面表の内容とが整合していること。	-		
基礎ぐい、床版、小はりその他の構造耐力上主要な部分である部材についての構造計算が建築基準法令の規定に適合していること。	基礎ぐい、床版、小はりその他の構造耐力上主要な部分である部材についての構造計算が建築基準法令の規定に適合していること。		
基礎ぐい、床版、小はりその他の構造耐力上主要な部分である部材に生ずる力が応力計算書において適切に反映されていること。	基礎ぐい、床版、小はりその他の構造耐力上主要な部分である部材に生ずる力が応力計算書において適切に反映されていること。		
はり又は床版に生ずるたわみが令第82条第4号の規定に適合していること。	-		
令第82条の4の規定	各階平面図、二以上の立面図、二以上の断面図及び小屋	屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の位置、形状及び寸法が明記されていること。	-
		屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁に使用されるすべての材料の種別（規格がある場合にあっては当該規格）及び使用部位が明記されており、それらが記載された構造詳細図その他の図書と整合していること。	-
		使用材料の許容応力度及び材料強度の数値並びにそれらの算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。	-
		法第37条の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けた建築材料である場合は、その使用位置、形状、寸法及び構造計算において採用した許容応力度及び材料強度の数値が明記されており、当該認定において指定された条件に適合していること。	-
		風圧力の数値及びその算出方法が明記されており、それが建築基準法令の規定に適合していること。	風圧力の数値及びその算出方法が明記されており、それが建築基準法令の規定に適合していること。
		屋根ふき材及び屋外に面する帳壁に生ずる力の数値及びその算出方法が明記されており、それらが適切であること。	屋根ふき材及び屋外に面する帳壁に生ずる力の数値及びその算出方法が明記されており、それらが適切であること。
		屋根ふき材及び屋外に面する帳壁が令第82条の4の規定に適合していること。	屋根ふき材及び屋外に面する帳壁が令第82条の4の規定に適合していること。